

医療計画見直しの方向性と 診療報酬・介護報酬同時改定

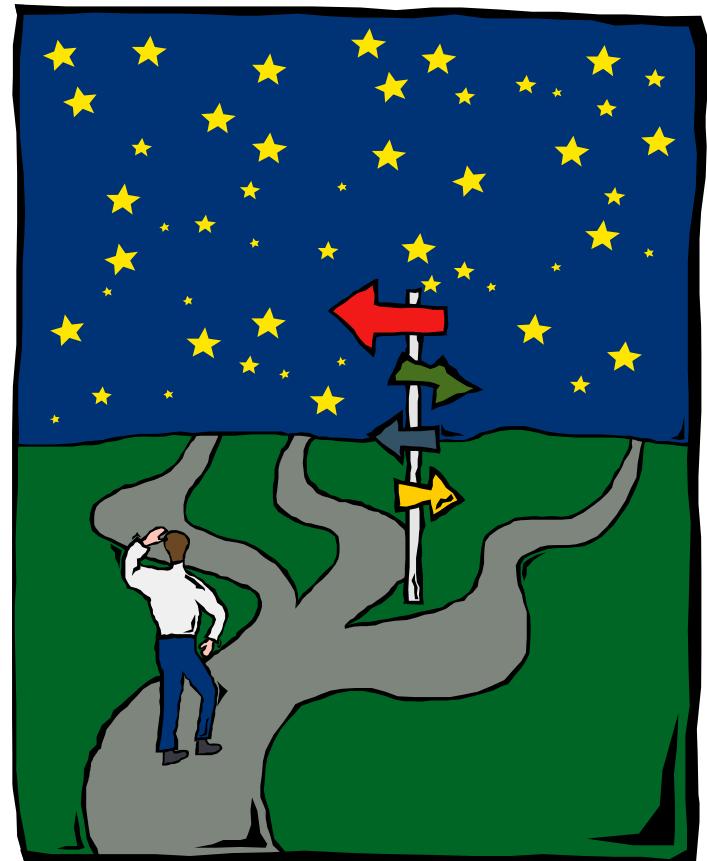
国際医療福祉総合研究所長
国際医療福祉大学大学院 教授
(株)医療福祉経営審査機構CEO
(株)医療福祉総合研究所代表取締役社長
武藤正樹



国際医療福祉大学三田病院
2月13日(月)新装オープン！

目次

- パート1
 - 社会保障・税の一体改革
- パート2
 - 医療計画見直し
- パート3
 - 2012年診療報酬改定
- パート4
 - 診療報酬改定と在宅医療連携
- パート5
 - 2012年介護報酬改定



パート1

社会保障・税の一体改革



～2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの
『正念場』が始まる～

社会保障・税一体改革(1月6日)

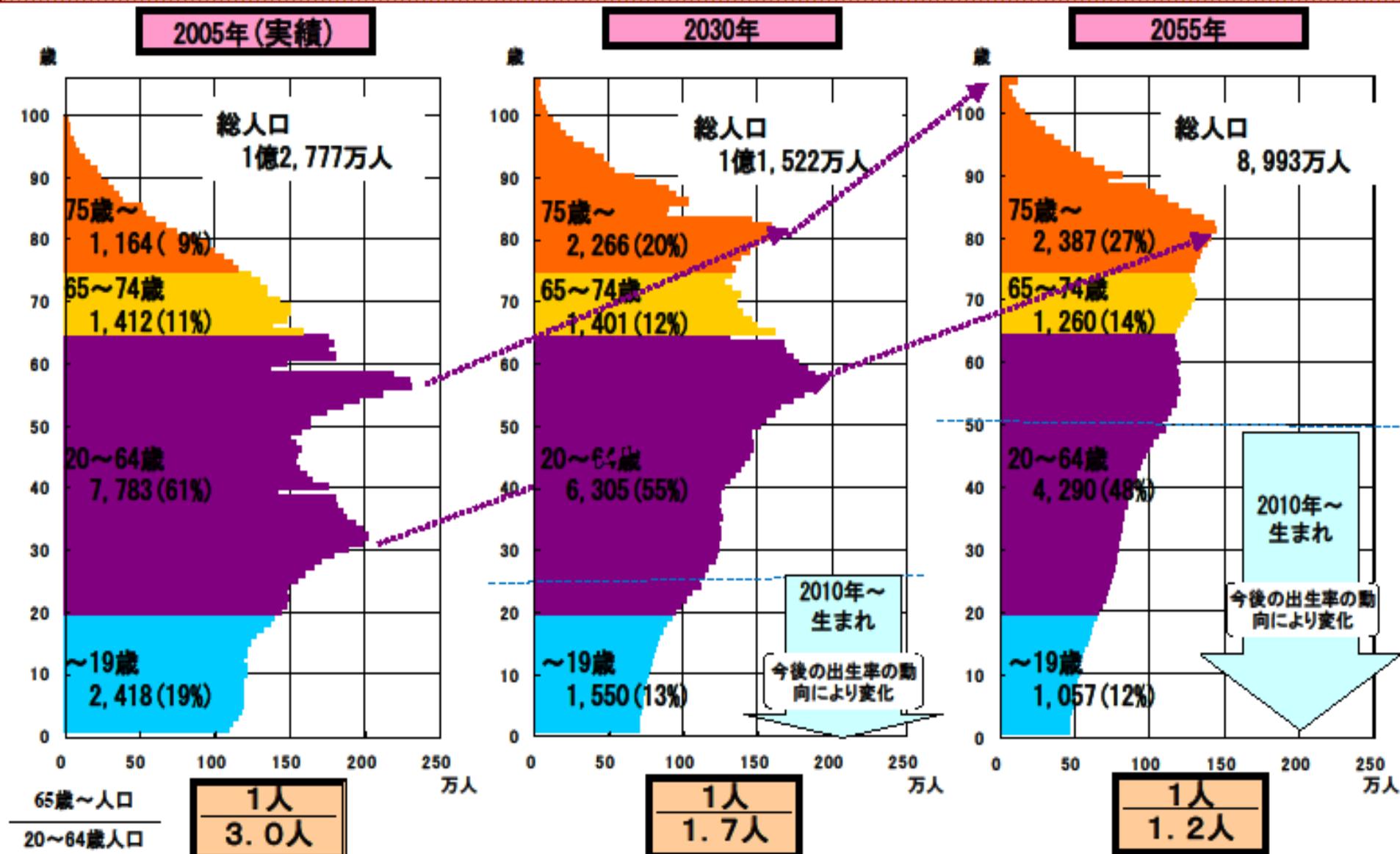
- 政府・与党は2012年1月6日、社会保障改革本部を開催
- 現在5%の消費税率を14年に8%、15年に10%に引き上げることなどを盛り込んだ「社会保障と税の一体改革大綱素案」を正式決定
- その背景は…
団塊世代の高齢化と、激増する社会保障給付費問題



2012年1月6日、社会保障改革本部

人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055) - 平成18年中位推計 -

○ 我が国の人団構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定される。

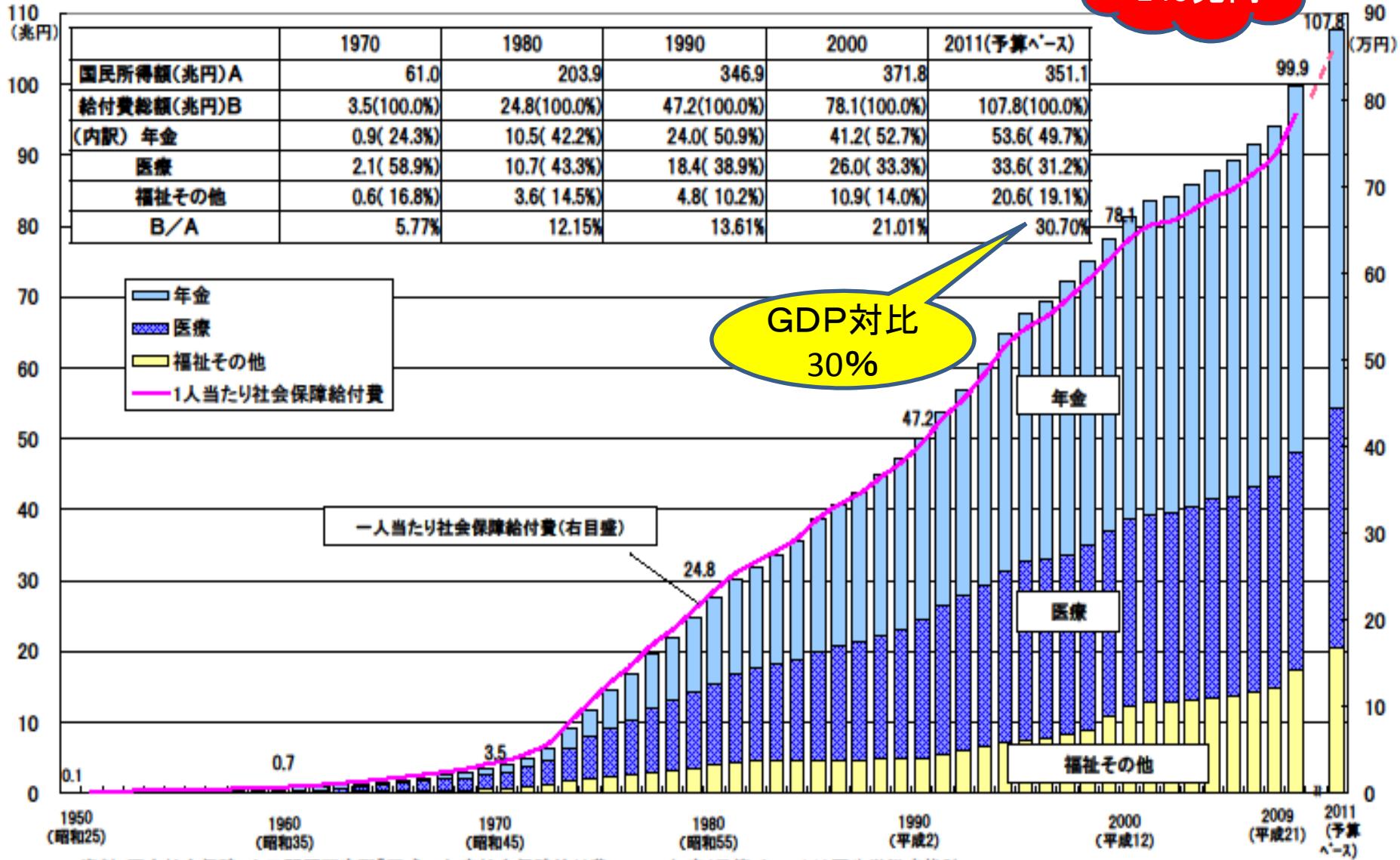


注:2005年は国勢調査結果(年齢不詳按分人口)。

出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(出生中位・死亡中位) 1

社会保障給付費の推移

2025年
140兆円



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)

(注)図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保障の給付と負担の現状(2011年度予算ベース)

社会保障給付費(※) 2011年度(予算ベース) 107.8兆円 (対GDP比 22.3%)

【給付】

社会保障給付費

年金 53.6兆円(50%)
《対GDP比 11.1%》

医療 33.6兆円(31%)
《対GDP比 6.9%》

福祉その他
20.6兆円(19%)
《対GDP比 4.3%》
うち介護7.9兆円(7%)
《対GDP比 1.6%》

【負担】

保険料 59.6兆円(60%)

税 39.4兆円(40%)

うち被保険者拠出
31.8兆円(32%)

うち事業主拠出
27.8兆円(28%)

うち国
29.3兆円(30%)

うち地方
10.1兆円
(10%)

積立金の運用収入等

各制度における
保険料負担

国(一般会計) 社会保障関係費等
※2011年度予算
社会保障関係費 28.7兆円(一般歳出の53.1%を占める)

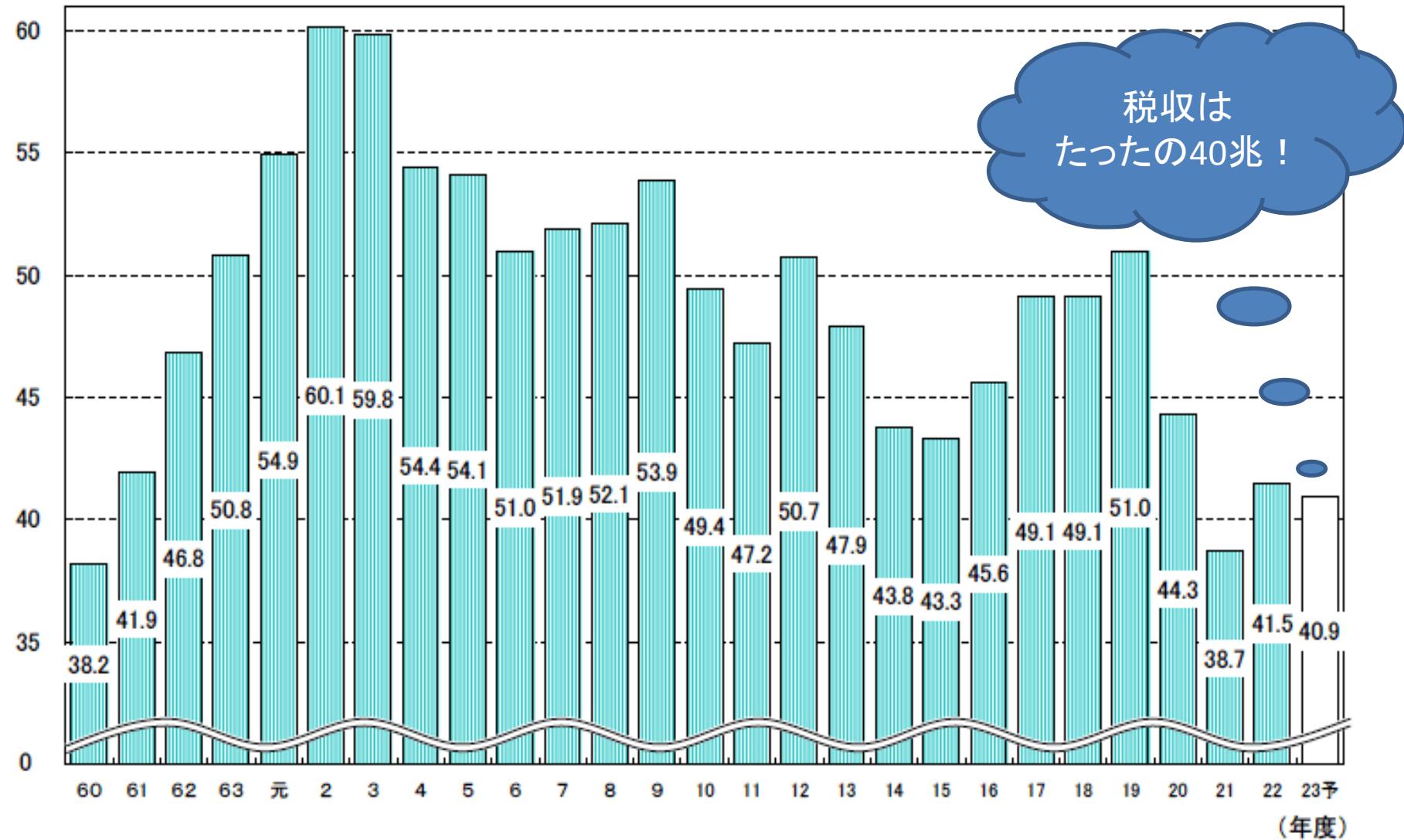
都道府県
市町村
(一般財源)

※ 社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある。

社会保障関係費だけで国の
一般歳出の53%を占めている

一般会計税収の推移

(兆円)



診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

方向性

- ① 医療機関の機能の明確化と連携の強化
- ② 医療機関と在宅/介護施設との連携強化
- ③ 医療提供が困難な地域に配慮した医療提供体制の構築

改定(予定)

診療報酬・介護報酬
同時改定①

診療報酬・介護報酬
同時改定②

診療報酬・介護報酬
同時改定③

診療報酬改定①

診療報酬改定②

診療報酬改定③

診療報酬改定④

2013年

2018年

医療計画

医療計画

医療計画

医療計画

入院

- 高度急性期、一般急性期、亜急性期等の患者の状態に応じた診療報酬体系の検討・実施
- 地域に密着した病床における、高度急性期医療から亜急性期医療までの一体的な対応に対する評価を検討・実施

検討内容

外来

- 外来受診の役割分担に向けた評価の検討・実施
 - 専門医療機関等における、専門的な外来やセカンド・オピニオン等の評価を検討・実施
 - 診療所等と地域の拠点病院が連携をして外来受診を行っていることへの評価を検討・実施 等

在宅

- 在宅医療を担う診療所等の機能強化等を行うための評価を検討・実施
- 在宅を担う医療機関と外来を行う医療機関が連携をとって継続的な診療を行うことについての評価の検討・実施 等

医療・介護サービスのあるべき

消費税は
2014年
8%
2015年
10%へ

社会保障・税の一体改革 医療・介護サービス提供体制の見直し

【子ども・子育て】

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

	平成22(2010)年	平成26(2014)年
○平日昼間の保育サービス(認可保育所等)	215万人	⇒ 241万人
(3歳未満児の保育サービス利用率)	(75万人(23%))	(102万人(35%))
※平成29年(2017年)には118万人(4.4%)		
○延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
○認定こども園	358か所(2008年)	⇒ 2000か所以上
○放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

地域の子育て力の向上

	平成22(2010)年	平成26(2014)年
○地域子育て支援拠点事業	7100か所 (市町村単独分合む)	⇒ 10000か所
○ファミリー・サポート・センター事業	637市町村	⇒ 950市町村
○一時預かり事業	延べ348万人(2008年)	⇒ 延べ3952万人

【医療・介護】

2011年度

【医療】	病床数、平均在院日数	107万床、19~20日程度	【高度急性期】	22万床 15~16日程度
	医師数	29万人	【一般急性期】	46万床 9日程度
	看護職員数	141万	【亞急性期等】	35万床 60日程度
	在宅医療等(1日あたり)	17万人分		32~34万人
【介護】	利用者数	426万人		195~205万人
	在宅介護 うち小規模多機能 うち定期巡回・隨時対応型サービス	304万人分 5万人分 -		29万人分
	居住系サービス 特定施設 グループホーム	31万人分 15万人分 16万人分		641万人(1.5倍)
	介護施設 特養 老健(+介護療養)	92万人分 48万人分(うちユニット12万人(26%)) 44万人分(うちユニット2万人(4%))		449万人分(1.5倍) 40万人分(8.1倍) 15万人分(-)
	介護職員	140万人		61万人分(2.0倍) 24万人分(1.6倍) 37万人分(2.3倍)
	訪問看護(1日あたり)	29万人分		131万人分(1.4倍) 72万人分(1.5倍)(うちユニット51万人分(70%)) 59万人分(1.3倍)(うちユニット29万人分(50%))

2025年度

機能分化して103万床

居住系施設や外来・在宅医療は大幅増

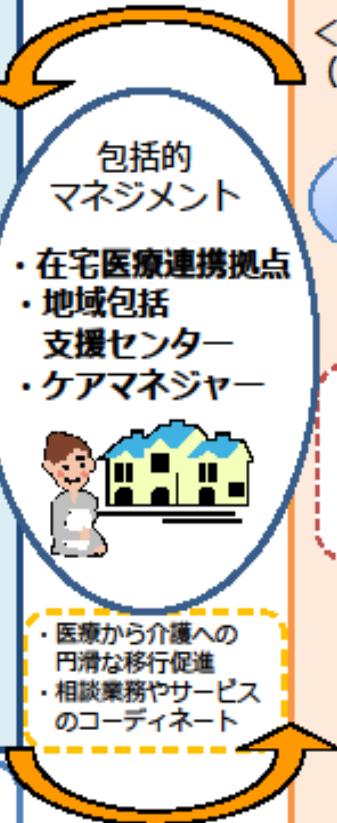
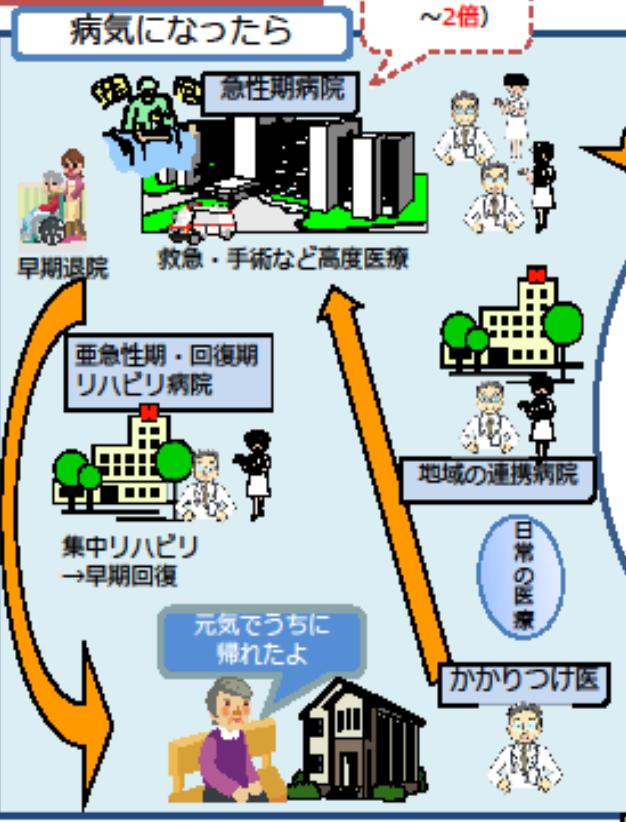
改革の方向性 ②

医療・介護サービス保障の強化

- 高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な
医療・介護サービスが受けられる社会へ

改革のイメージ



退院したら
<地域包括ケアシステム>
(人口1万人の場合)

医療



通院
在宅医療・訪問看護

・在宅医療等
(1日当たり
17→29人分)

・訪問看護
(1日当たり
29→49人分)

・グループホーム
(16→37人分)

・小規模多機能
(0.25か所→2か所)

・デイサービスなど

介護



通所
訪問介護・看護

・介護人材
(207→
356~375人)

住まい



自宅・ケア付き高齢者住宅

※地域包括ケアは、
人口1万人程度の
中学校区を単位と
して想定



生活支援・介護予防

- ・地域の病院、拠点病院、回復期病院の役割分担が進み、連携が強化。
- ・発症から入院、回復期、退院までスムーズにいくことにより早期の社会復帰が可能に

※数字は、現状は2011年、目標は2025年のもの

パート2

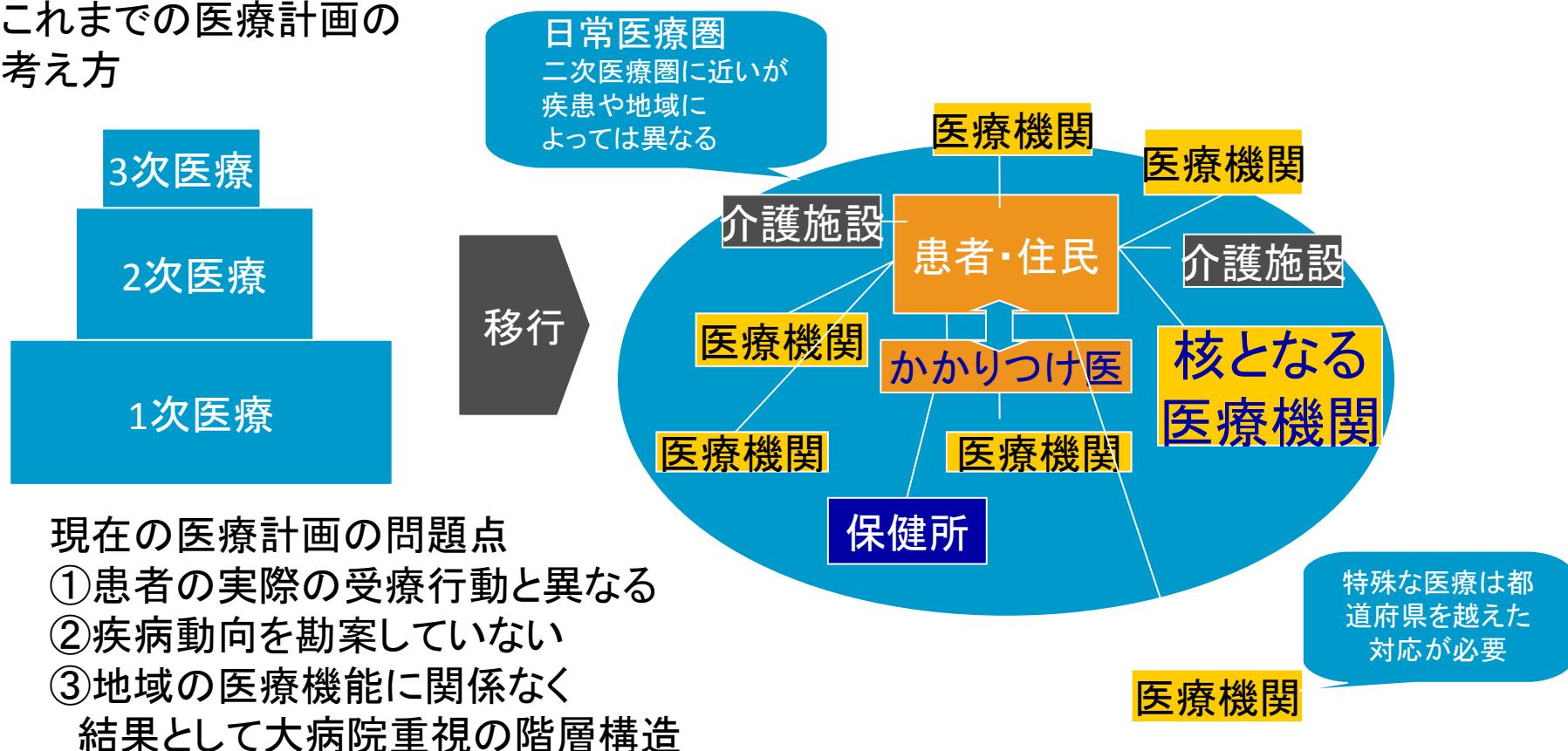
医療計画の見直し



2006年6月第5次医療法改正
地域医療計画の見直し

第5次医療法改正(2006年) 地域医療計画の見直し(2008年施行) 疾病別・事業別の地域連携ネットワーク

これまでの医療計画の考え方



- ①患者の実際の受療行動と異なる
 - ②疾病動向を勘案していない
 - ③地域の医療機能に関係なく
結果として大病院重視の階層構造

* 4疾患(がん、脳卒中、糖尿病、急性心筋梗塞)と5事業(救急医療、災害医療、べき地医療、周産期医、小児医療)別のネットワーク形成

現行の医療計画～4疾患5事業～

- 4疾病
 - ①がん
 - ②脳卒中
 - ③急性心筋梗塞
 - ④糖尿病
- 5事業
 - ①救急医療
 - ②災害医療
 - ③べき地医療
 - ④周産期医療
 - ⑤小児医療

地域連携クリティカルパスが連携ツールとして
地域医療計画作成指針に採用

2013年地域医療計画 次期見直し

地域医療計画は5年計画
2008年～2012年

医療計画見直しスケジュール(案)



医療計画見直し等検討会

- 伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
- 尾形 裕也 九州大学大学院医学研究院教授
- 神野 正博 全日本病院協会副会長
- 斎藤 訓子 日本看護協会常任理事
- 末永 裕之 日本病院会副会長
- 鈴木 邦彦 日本医師会常任理事
- 池主 憲夫 日本歯科医師会常務理事
- 中沢 明紀 神奈川県保健福祉局保健医療部長
- 長瀬 輝誼 日本精神科病院協会副会長
- 伏見 清秀 東京医科歯科大学大学院教授
- 布施 光彦 健康保険組合連合会副会長
- ○武藤 正樹 国際医療福祉大学大学院教授
- 山本 信夫 日本薬剤師会副会長
- 吉田 茂昭 青森県立中央病院長



第1回検討会
2010年12月17日

4疾患5事業の見直しの方向性

- 4疾病
 - ①がん
 - ②脳卒中
 - ③急性心筋梗塞
 - ④糖尿病
 - ⑤精神疾患
- 2次医療圏見直し
- 5事業
 - ①救急医療
 - ②災害医療
 - ③べき地医療
 - ④周産期医療
 - ⑤小児医療
- * 在宅医療構築
に係わる指針を
別途通知する

医療計画見直しの方向性

- ①医療圏見直し
- ②数値指標の見直し
- ③精神疾患を5疾患目に追加
- ④医療従事者の確保に関する事項
- ⑤災害時における医療体制の見直し
- ⑥在宅医療に係わる医療体制の充実・強化

①医療圏見直し

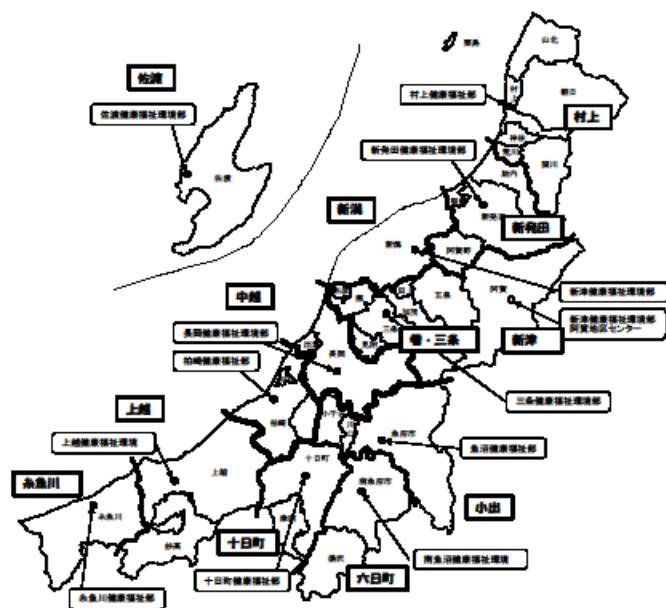
- 医療圏
 - 都道府県は、医療計画の中で、病院の病床及び診療所の病床の整備を測るべき地域的単位として区分する医療圏を定めることとする
 - 1985年第1次医療法改正で導入
 - 3次医療圏
 - 都道府県単位 52医療圏(北海道6医療圏)
 - 特殊な医療を提供(高度救命救急センター、都道府県がん診療連携拠点病院等)
 - 2次医療圏
 - 349医療圏(2010年4月現在)
 - 一般の入院医療に係わる医療を提供
 - 地理的条件、患者需要、交通事情等

2次医療圏見直し

- ・ 見直しの背景
 - － 高速交通体系、医療情報の受発信・共有基盤の整備
 - － 市町村合併の進展で13圏域の過半数が1～2市町村で構成、二次医療圏（広域市町村圏）の趣旨に合わなくなってきた
- ・ 二次医療圏の見直し（新潟県の例）
 - － 13圏域（1987年）→7圏域（2006年）

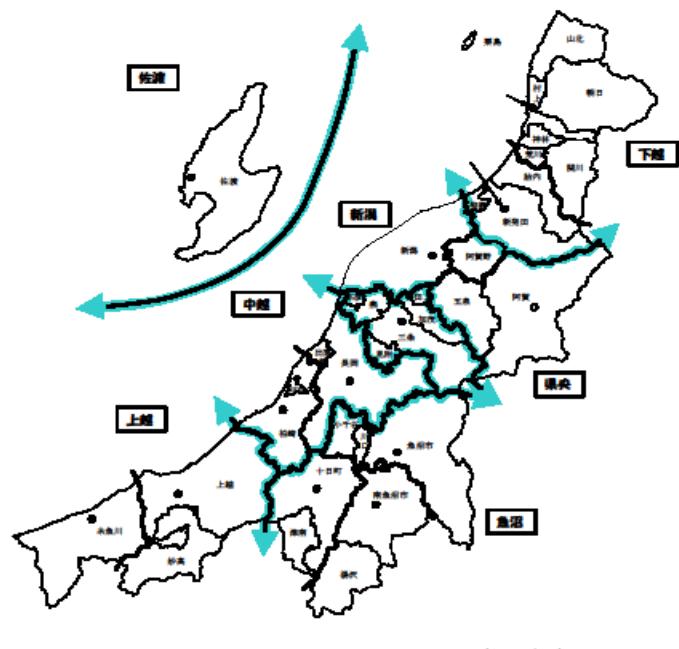
新潟県における二次医療圏見直し 13圏域(1987年)→7圏域(2006年)

平成 18 年 3 月 31 日までの二次保健医療圏



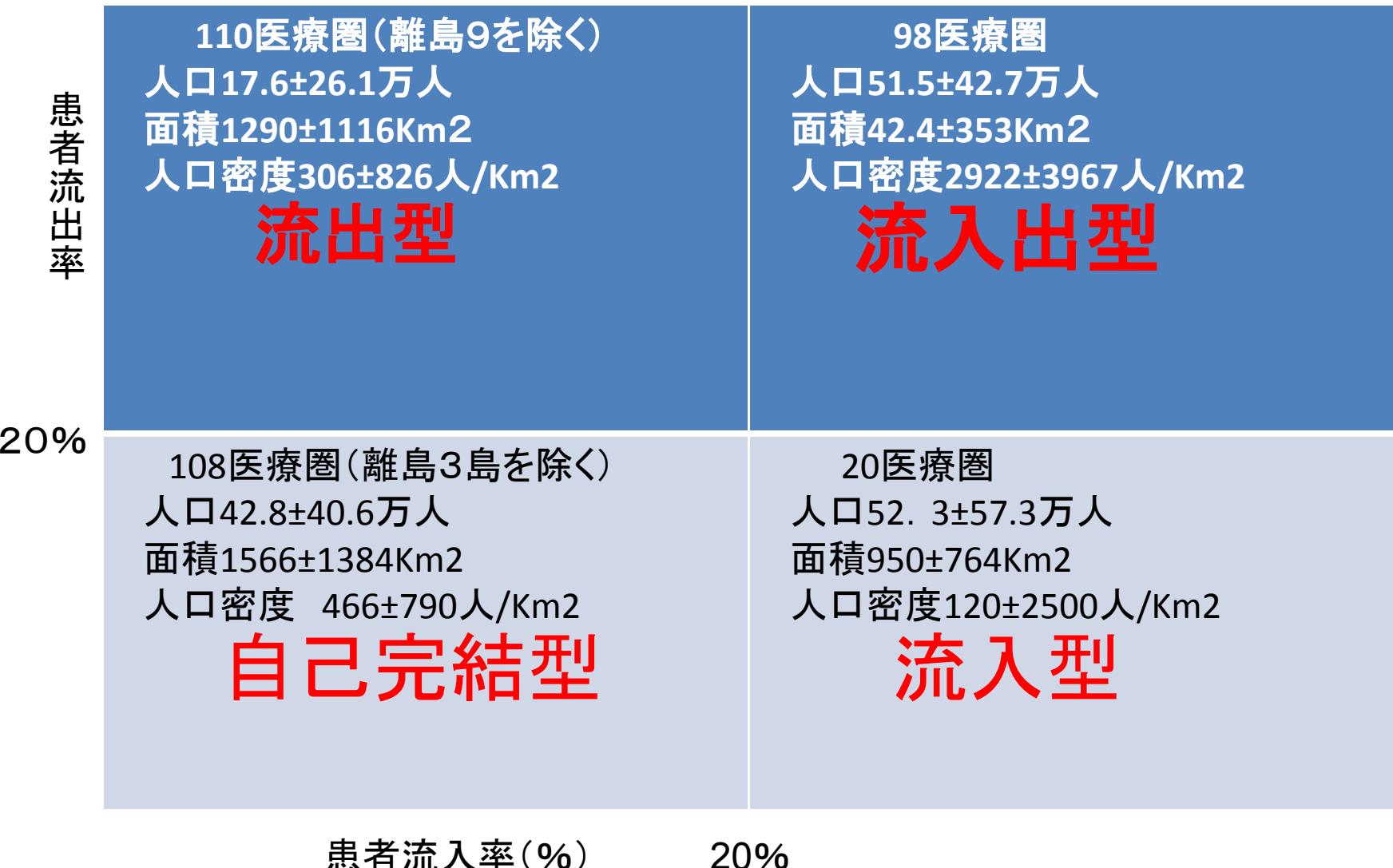
■ 二次医療圏名

平成 18 年 4 月からの新たな二次保健医療圏



■ 二次医療圏名

人口、流入流出でみた 二次医療圏のパターン



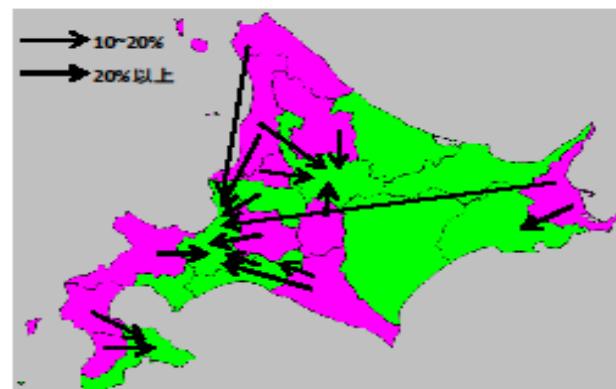
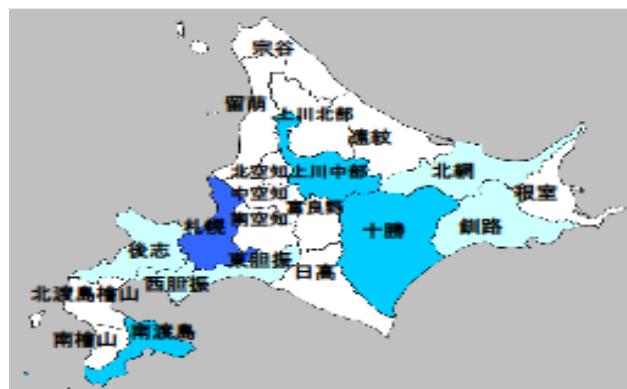
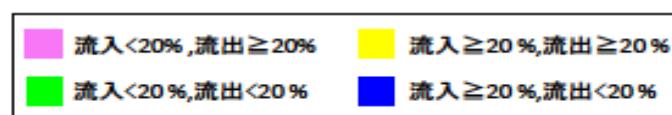
人口20万人未満で、
流出率20%以上、流入率20%未
満の医療圏を見直すことになった

(北海道)

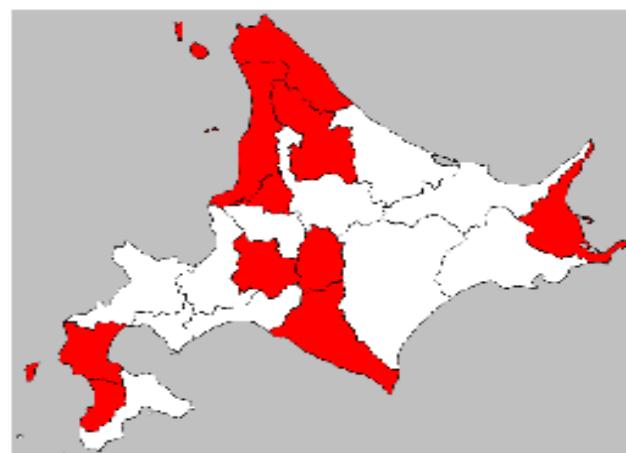
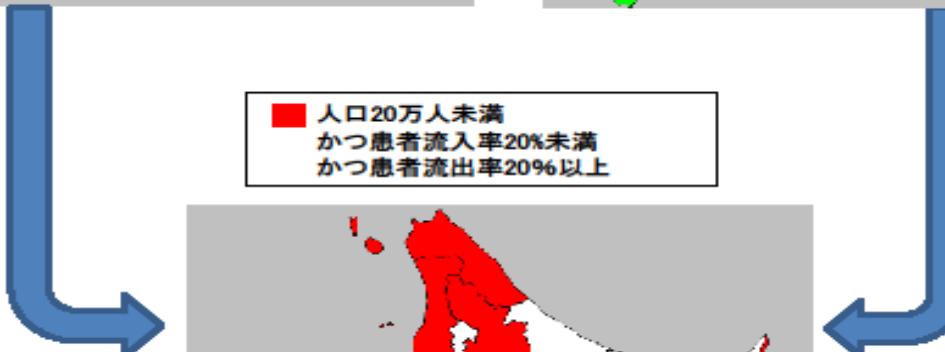
人口



流入出



■ 人口20万人未満
かつ患者流入率20%未満
かつ患者流出率20%以上



②医療計画における数値指標の設定

- ・前回見直しより、5年間の計画期間内に達成すべき数値指標を決めることになった
- ・疾患別、事業別に達成すべき数値指標を設定し、その達成度を住民を含む委員会等で評価を行い、PDCAサイクルを回すことになった。
- ・今回のこの数値指標を整理した。
 - －必須指標
 - －推奨指標

必須指標・推奨指標選定の考え方

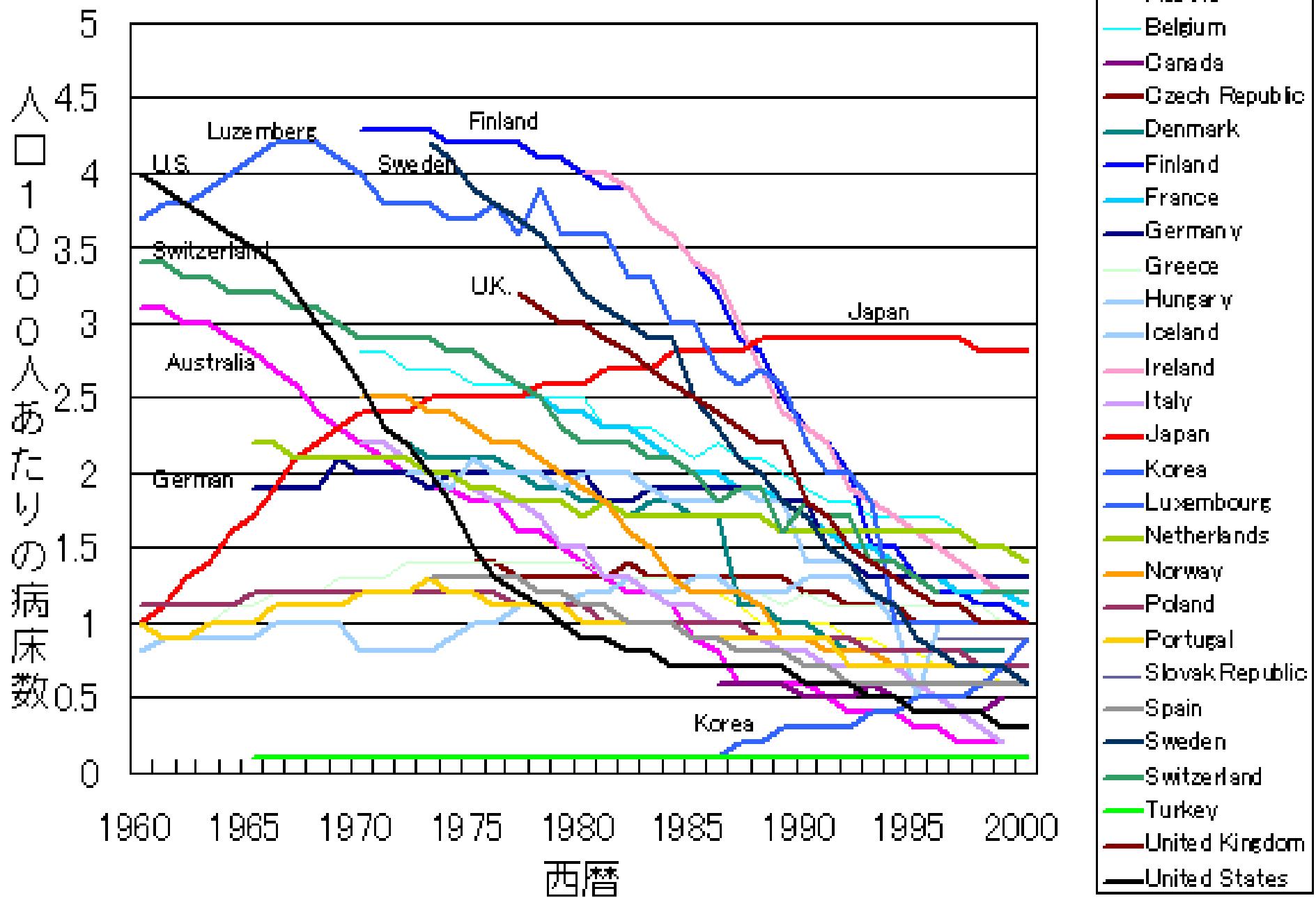
必須指標：全都道府県で入手可能な指標	
①厚生労働省大臣官房統計情報部が実施している調査等の公開データに基づく指標 (例)患者調査、医療施設調査	(長所) ①都道府県間、医療圏間の比較ができる ②経年的な比較ができる (短所) ①3年に一度など調査周期が長いものは、PDCAサイクルのための数値目標になりにくい ②病院数、医療従事者数など、ストラクチャー指標が多い ③都道府県単位、2次医療圏単位など調査の範囲が固定されている
②都道府県が把握可能な機能をもった病院数等の指標 (例)地域医療支援病院数、地域がん診療連携拠点病院数	
③診療報酬の施設基準届出数から得られる指標	

推奨指標：独自調査、データの解析等が必要であるが、把握する必要性が高いと考えられる指標	
①分析を要するが、公的統計等から入手可能な指標 (例)患者調査、医療施設調査等の個票解析で得られるデータ	
②独自調査が必要であるが、医学的あるいは医療提供体制を検討する上で、把握する必要性が高いと考えられる指標 (例)専門的治療が可能な医療機関 救急搬送件数、手術の実施件数 等 (消防、医療機関への調査が必要)	

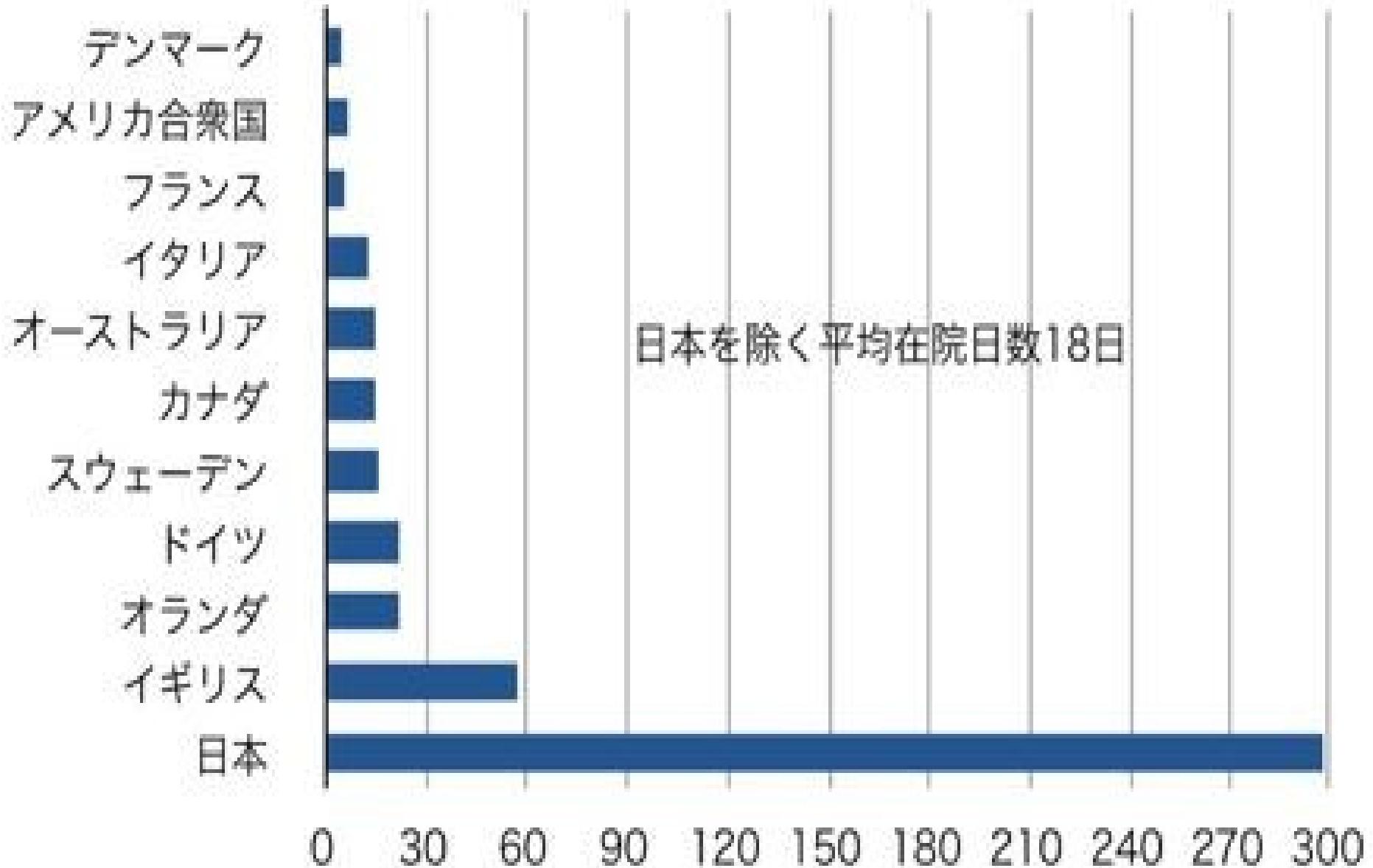
③精神科疾患を5疾患に追加

日本の精神医療の特殊性

OECD加盟国の人口1000人あたりの精神科病床数



2005年退院者平均在院日数



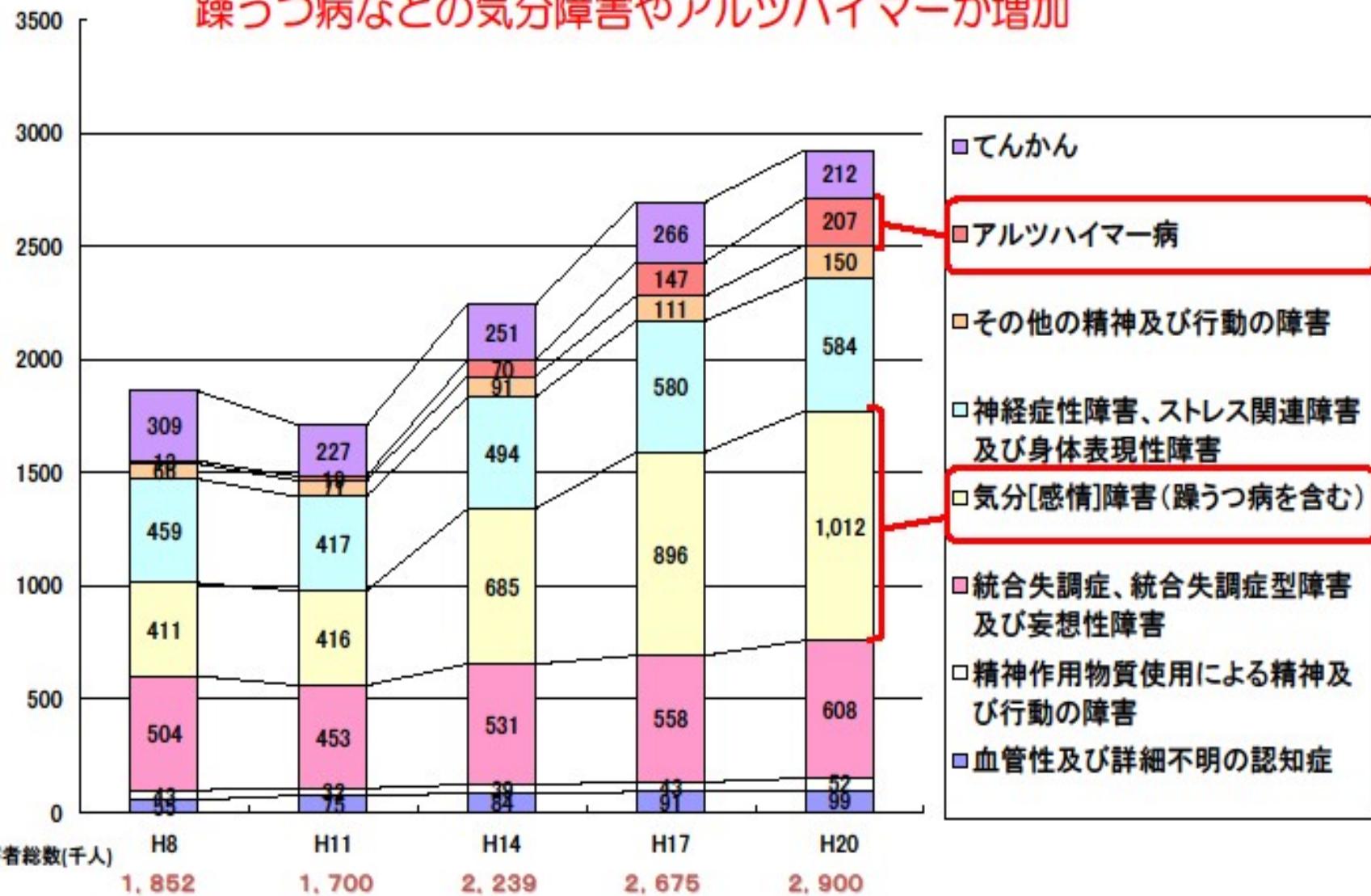
社会保障審議会医療部会

(2011年7月6日)

- 医療計画の5疾患目に精神疾患を追加することで合意
 - 精神疾患の患者数は323万人(2008年患者調査)
 - 4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)のいずれよりも多い
 - 自殺による死亡者数3.1万人(糖尿病死亡者数1.4万人より多い)
- 委員からは積極的に支援する意見があいついだ
 - 「精神疾患は社会全体で見守らなければならない」(高智英太郎健保連理事)
 - 「他の4疾病よりも地域連携が必要」(横倉義武日医副会長)

精神疾患外来患者の疾病別内訳

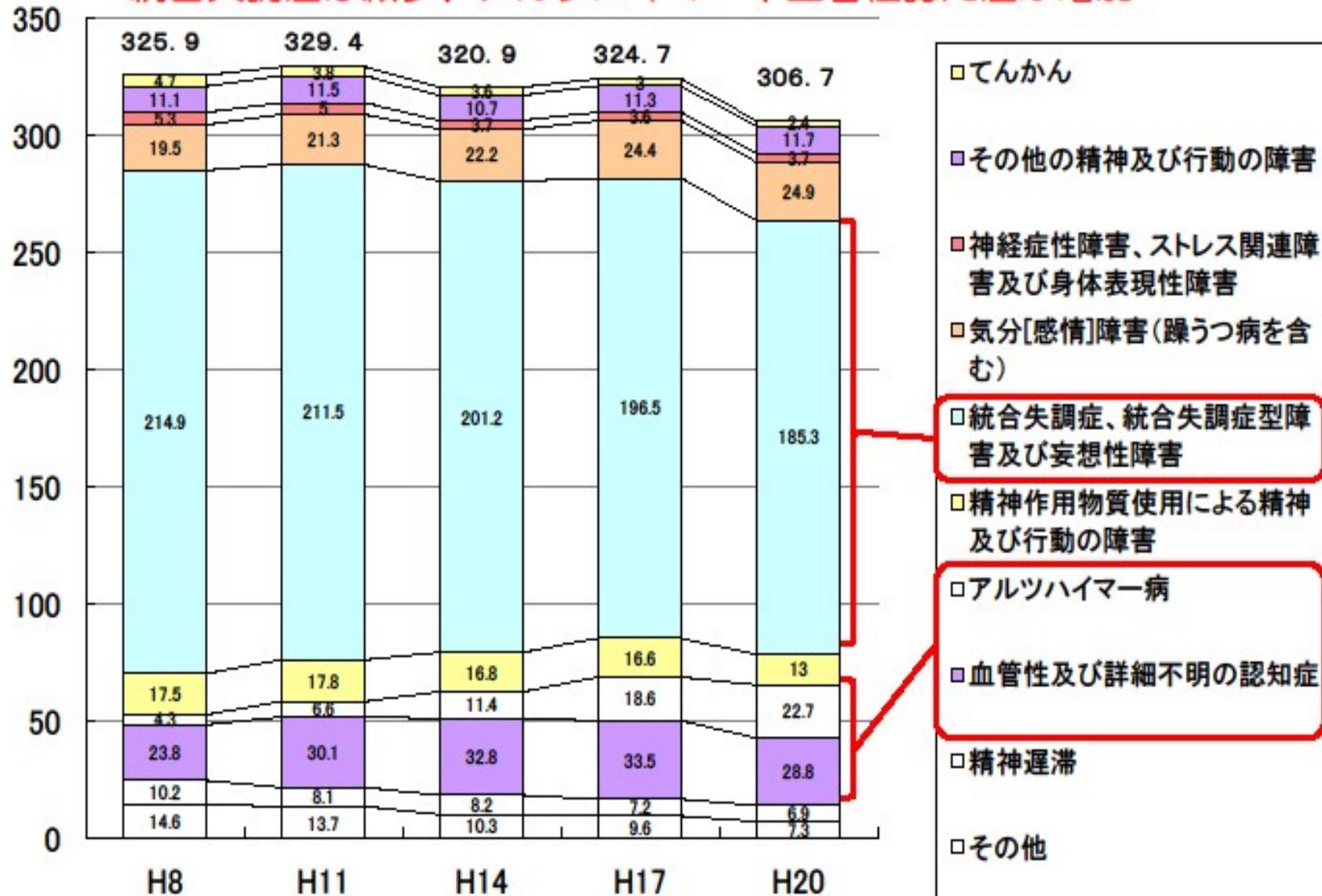
躁うつ病などの気分障害やアルツハイマーが増加



資料：患者調査

精神病床入院患者の疾病別内訳

統合失調症は減少、アルツハイマーや血管性認知症が増加



資料：患者調査

精神疾患が地域医療計画の5疾患に 加えられると…

- 精神科医療施設の診療機能の明示
- 地域医療計画における数値目標の明示
- 地域連携クリティカルパスの作成

認知症地域連携クリティカルパス

世田谷区もの忘れ連携パス



世田谷区もの忘れ診断 地域連携のご案内

世田谷区医師会・玉川医師会では地域の医療機関が連携して、もの忘れ患者様が安心して診断・治療・療養を継続できる環境づくりに努めて参りました。

今回ご案内する「世田谷区もの忘れ診断 地域連携」は患者様の診断方法や受診予定を患者様とご家族、かかりつけ医、病院で共有するためにつくりましたもの忘れ患者様の治療計画です。

※ 「世田谷区もの忘れ診断 地域連携」に関するお尋ねやご意見がございましたら、かかりつけ医までお願い致します。

世田谷区医師会
玉川医師会



世田谷区もの忘れ診断 地域連携（患者様用）



かかりつけ医:

様

病院:

紹介時
月 日



ご紹介

FAX
予約

初診～1ヶ月
月 日



診断・治療
各種検査等

- MMSE
- 神経学的所見
- 脳MRI
- 血液�査
- 脳血流検査
- 心臓交感
神経検査

定期受診
月 日



定期的な診察
検査・治療

半年又は1年後
月 日



診断・治療
各種検査等

- MMSE
- 神経学的所見
- 脳MRI
- 血液�査
- 脳血流検査
- 心臓交感
神経検査

その後の
定期受診



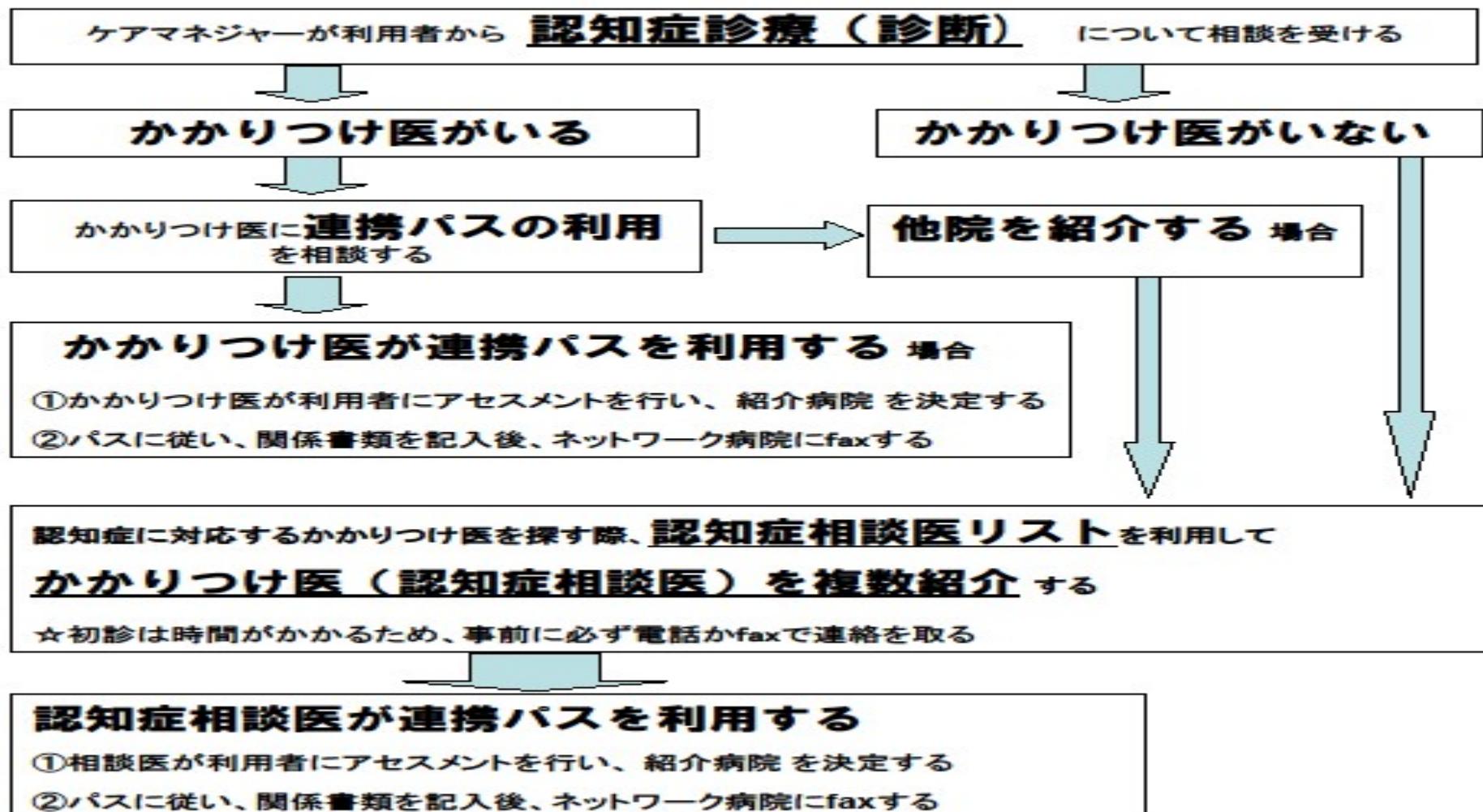
定期的な診察
検査・治療

病状に変化が
あった時には
病院と連携を
とります

病院への紹介の
際は事前に予約
をお取り致します



世田谷区認知症診断地域連携クリティカルパス ケアマネジャー用 使用例



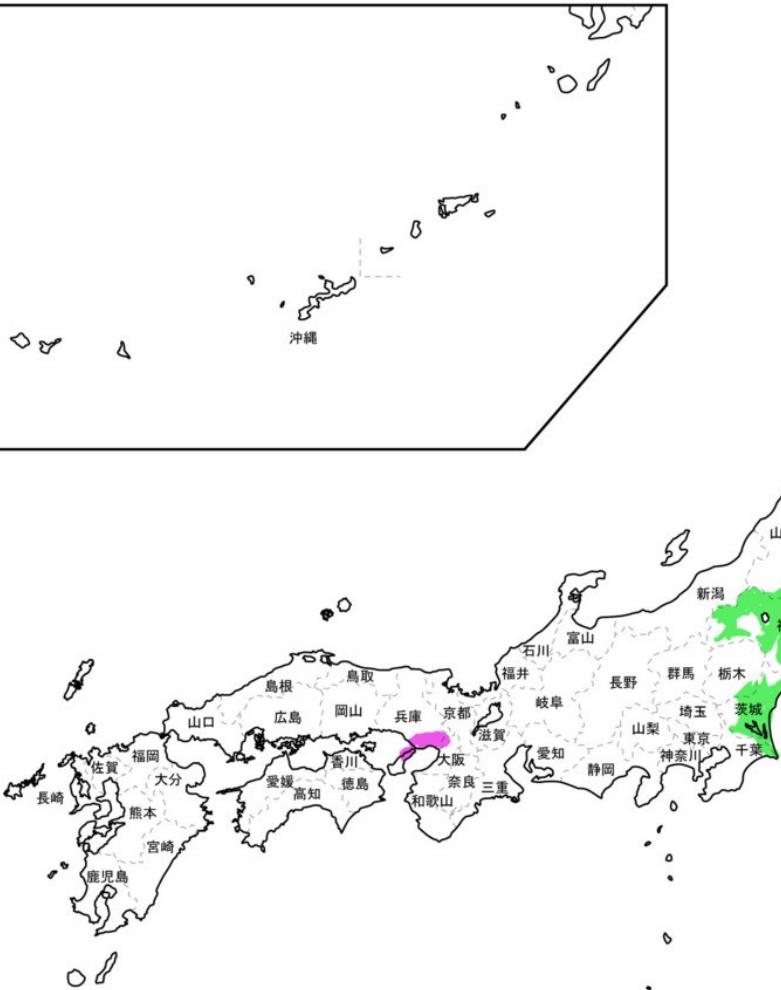
注1 かかりつけ医と連携で認知症の治療に当たるためにかかりつけ医は必ず必要。
認知症ネットワーク病院の直接の受診は基本的に控える。

注2 世田谷認知症診断地域連携クリティカルパスについては医師会から会員へ資料配布済み

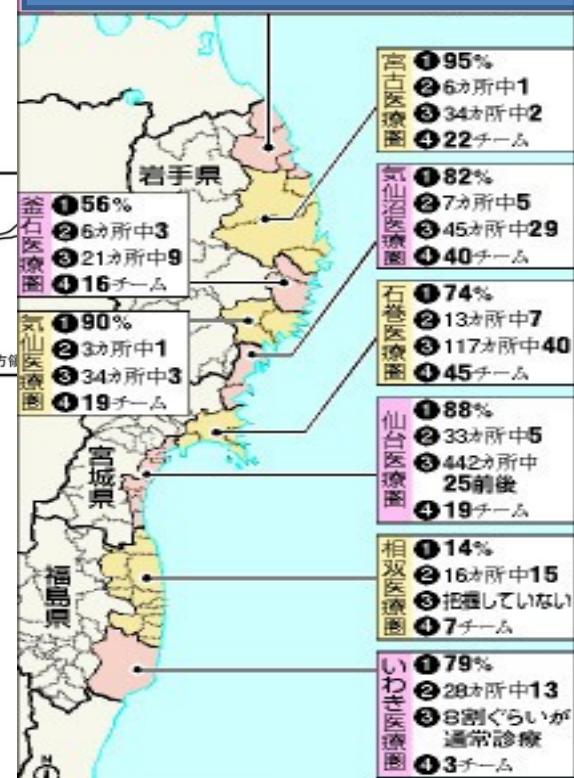
④災害時における医療体制の見直し



災害拠点病院の要件見直し



東北3県9医療圏が
被災した



朝日新聞調べ(4月15~22日)。①②は各病院や保健所に問い合わせた。③④は県や保健所、医師会の把握数。仙台医療圏は仙台市宮城野区、若林区と治研究市町に限定。相双医療圏の①②は原発から半径30km内を含む

東日本大震災における災害拠点病院の被害状況

病院数	東日本大震災による被害状況	診療機能の状況													
		全壊	一部損壊	外来の受入制限			外来受入不可			入院の受入制限			入院受入不可		
				被災直後	5/17現在	6/20現在	被災直後	5/17現在	6/20現在	被災直後	5/17現在	6/20現在	被災直後	5/17現在	6/20現在
岩手県	11	0	11	11	0	0	0	0	0	11	1	1	0	0	0
宮城県	14	0	13	5	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0
福島県	8	0	7	4	1※	1※	1	0	0	5	0	1※	0	1※	0
計	33	0	31	20	1	1	1	0	0	18	2	2	1	1	0

※緊急時避難準備区域

(7月1日時点:医政局指導課調べ)

被災地の災害拠点病院のうち31病院は一部損壊で、全壊は0であった。(一部損壊には、建物の一部が利用不可能になるものから施設等の損壊まで含まれる。)

7月1日時点では、県立釜石病院(岩手県)、緊急時避難準備区域の南相馬市立総合病院(福島県)で入院・外来制限を行っている。

東日本大震災を受け 災害拠点病院の5つの課題

- ①建物の耐震性
- ②災害時の通信手段の確保
- ③広域災害救急医療情報システム
(EMIS)
- ④ライフライン
- ⑤備蓄
- その他
 - ヘリポート

岩手県立釜石病院も被災した 全床再開に向け、耐震補強工事を 急ピッチで進めた



岩手県立釜石病院



釜石病院の耐震化工事を説明する遠藤院長(左)

⑥在宅医療に係わる医療体制 の充実・強化

「在宅医療指針」

- 国立長寿医療研究センターが中心になって取りまとめた「在宅医療体制構築に係る指針案」を参考にする方針。
 - 24時間365日、患者の生活の視点に立った多職種連携医療の確保
 - 看取りまで行える医療のための連携体制
 - 認知症の在宅医療の推進
 - 介護との連携一などの観点から、各都道府県が地域の実情に合わせて計画を策定すべき

在宅医療に関する医療計画の内容(数値目標)

■数値目標の例(各都道府県の医療計画より)

○北海道

- ・在宅医療を実施する医療機関割合

現状35.2%→目標値38.1%

○山形

- ・主任介護支援専門員研修受講者数

44人 (H18) → 50人 (H24)

○福島

- ・在宅療養支援診療所 148(H18) → 196 (H24)

- ・訪問看護ステーション 121(H18) → 128 (H24)

- ・保険薬局に占める訪問薬剤管理指導料の届出薬局
76.9%(H18) → 81%(H24)

- ・保険薬局に占める麻薬小売業免許取得薬局の割合
84.1%(H18) → 85.9% (H24)

○茨城

- ・医療機関と連携し在宅医療に取り組む薬局の割合

6%(H18) → 50% (H24)

○東京

- ・医療保健政策区市町村包括補助事業の実施(在宅医療推進に資する事業)

5自治体(H19) →全市町村(H24)

○山梨

- ・在宅ホスピス連絡体制が整備されている保健福祉事務所圏域の数

1圏域(H18) → 4圏域 (H24)

○福井

- ・在宅医療推進のためのコーディネーター設置地区
→5地区(H24)

○福岡

- ・在宅医療を受ける患者数

2100人/1日 (H18) → 30%増(H24)

○佐賀

- ・自宅での死亡の割合8.1%(H18) → 12.2% (H24)

○熊本

- ・訪問看護ST数 107(H17) → 120(H24)

- ・訪問看護師の就業者数 429(H18) → 554(H24)

- ・往診や訪問看護を実施する医療機関数
582(H18) → 640(H24)

- ・緊急時24時間対応訪問看護ST割合

24時間対応可能 22.1%(H16) → 30% (H24)

24時間連絡可能 94.2% (H16) → 98% (H24)

- ・麻薬小売業免許を取得している保険調剤薬局の割合
82.9% (H18) → 100% (H24)

○沖縄

- ・在宅療養支援診療所(75歳以上人口千人あたり)
0.46 (H18) → 0.82 (H24)

- ・訪問看護ステーション(人口10万人あたり)

3.7 (H18) → 4.5 (H24) 24

在宅医療連携拠点事業

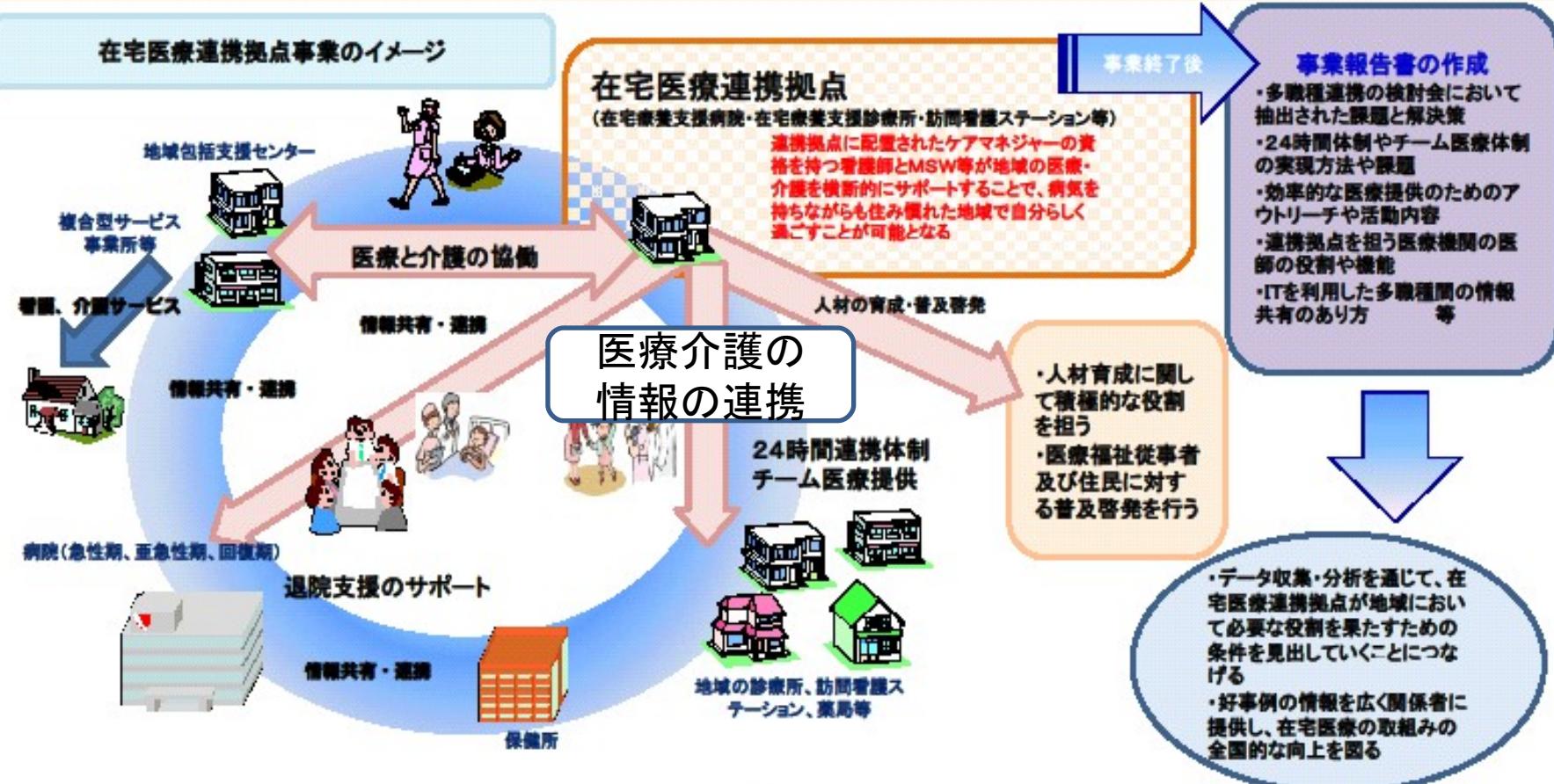
市町村ごとに2000拠点の設置をめざす！

□ ①在宅医療連携拠点事業

要望額 31億円

■本事業の目的

- 高齢者の増加、価値観の多様化に伴い、病気を持ちつつも可能な限り住み慣れた場所で自分らしく過ごす「生活の質」を重視する医療が求められている。
- このため、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。



新生在宅医療・介護元年

- 在宅医療連携拠点事業
 - ①在宅チーム医療を担う人材の育成
 - ②実施拠点となる基盤の整備
 - ③個別の疾患などに対応したサービスの充実・支援
-
- 2012年度を「新生在宅医療・介護元年」として立ち上げたい
- 在宅医療連携拠点事業にはICTが必須！



大谷医政局長

パート3

2012年診療報酬改定



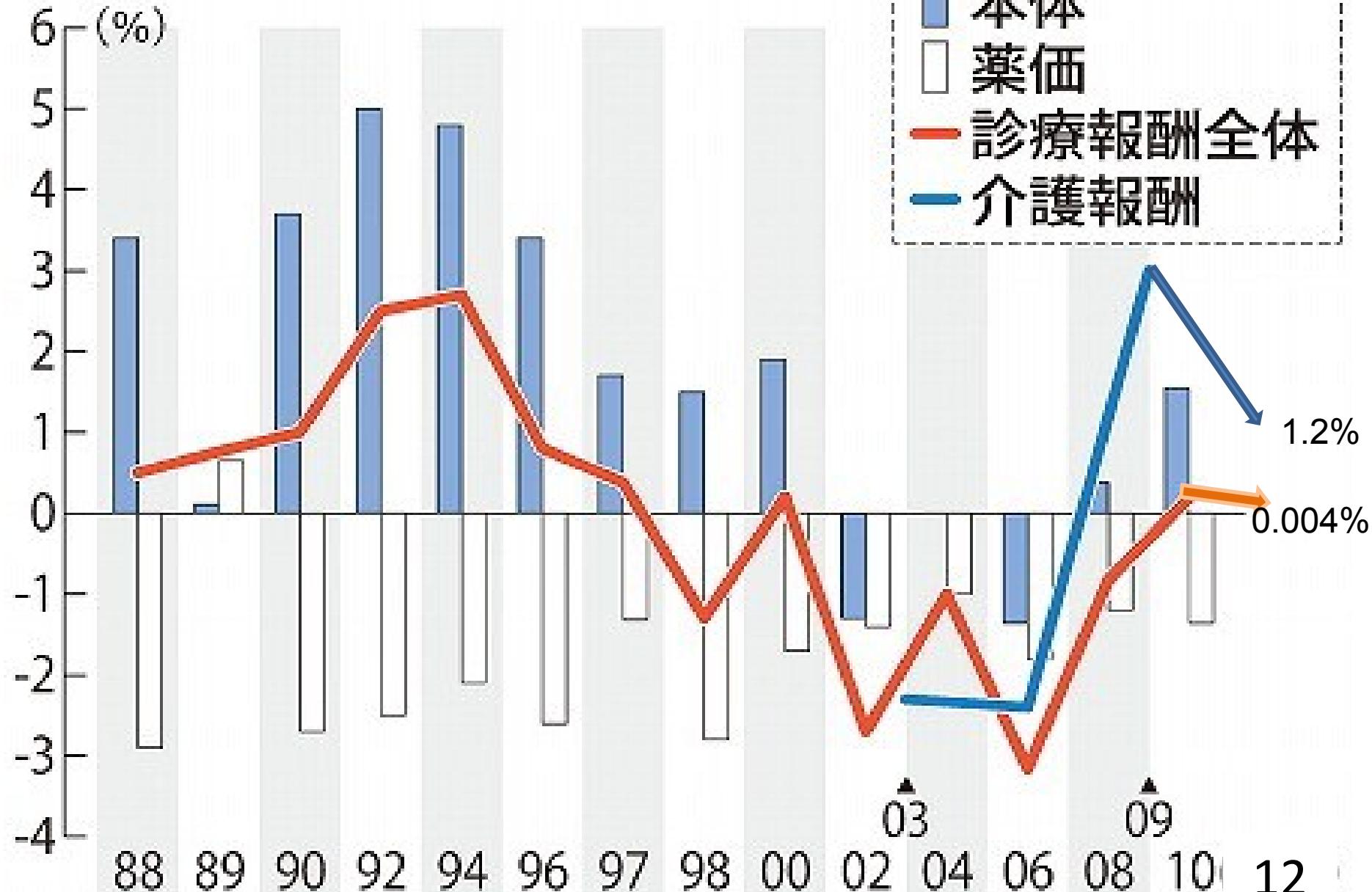
2月10日中医協答申

2012年診療報酬改定率 0.004%アップ

- 2012年度診療報酬改定率
全体 0.004%
 - 診療報酬本体部分 1.379%
(5500億円)
 - 医科 1.55% (4700億円)
 - 歯科 1.70% (500億円)
 - 調剤 0.46% (300億円)
 - 薬価・材料費
 - ▲1.375% (5500億円)
 - 薬価改定 ▲1.26% (5000億円)
(薬価ベース6%)
 - 材料費改定 ▲0.12% (500億円)
- 2012年介護報酬改定率
1.2%
- 小宮山厚労相(12月21日)
 - 「首の皮一枚でもプラスにすると言ってきた」



診療・介護報酬 改定率の推移



※介護の06年度分は05年10月の一部見直し分も含む

2012年診療報酬改定基本方針

- ・ 社会保障審議会医療部会・医療保険部会
(12月1日)
- ・ 2つの重点課題と4つの視点
- ・ 2つの重点課題
 - － ①急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減
 - － ②医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進および地域生活を支える在宅医療などの充実

重点課題 1

- 急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減
 - 救急・周産期医療の推進について
 - 病院医療従事者の勤務体制の改善等の取り組みについて
 - 救急外来や外来診療の機能分化の推進について
 - 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について

重点課題2

- ・医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進および地域生活を支える在宅医療などの充実
 - －在宅医療を担う医療機関の役割分担や連携の促進について
 - －看取りに至までの医療の充実について
 - －早期の在宅療養への移行や地域生活への復帰に向けた取り組みの促進について
 - －在宅歯科、在宅薬剤管理の充実について
 - －訪問看護の充実について
 - －医療・介護の円滑な連携について

2012年診療報酬改定基本方針

4つの視点

- 4つの視点
 - ①充実が求められる分野の適切な評価
 - ②患者などから見て分かりやすく納得でき、安心・安全で生活の質にも配慮した医療の実現
 - ③医療機能の分化と連携等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点
 - ④効率化の余地があると思われる領域の適正化

2012年診療報酬改定の4つの視点

- 視点1 充実が求められる領域を適切に評価していく視点
 - がん医療の推進について
 - 生活習慣病対策の推進について
 - 精神疾患に対する医療の充実について
 - 認知症対策の推進について
 - 感染症対策の推進について
 - リハビリテーションの充実について
 - 生活の質に配慮した歯科医療の推進について
 - 医療技術の適正な評価について
 - イノベーションの適切な評価について

4つの視点

- 視点2 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質に配慮した医療
 - 医療安全対策等の推進について
 - 患者に対する相談支援体制の充実等について
 - 診療報酬点数表における用語・技術の平易化、簡素化について

4つの視点

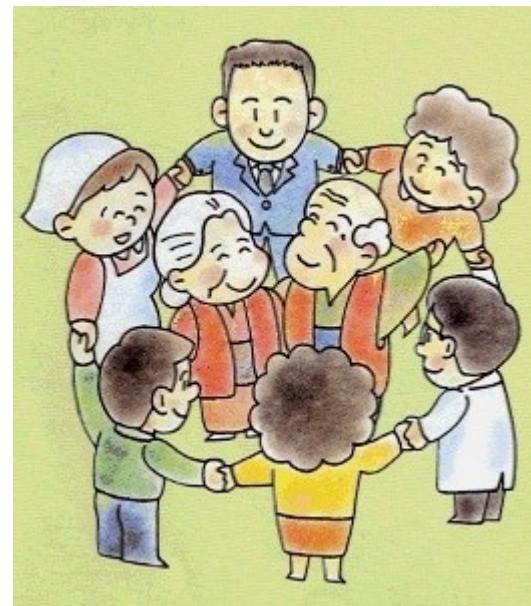
- 視点3 医療機能の分化と連携等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点
 - 病院機能にあわせた効率的な入院医療等について
 - 慢性期入院医療の適切な評価について
 - 医療の提供が困難な地域に配慮した評価について
 - 医療機関間の連携に着目した評価について
 - 調剤報酬について

4つの視点

- 視点4 効率化余地がある領域を適正化する視点
 - 後発医薬品の使用促進
 - 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取り組みについて
 - 市場実勢価格等を踏まえた医薬品、医療材料等の適正評価について

パート4

診療報酬改定と在宅医療連携



在宅療養支援診療所と 在宅療養支援病院



病院医療から在宅医療へのパラダイムシフト

06年在宅療養支援診療所の新設

特養、有料老人
ホーム、ケアハウスの
入居者で末期がんの患者に
対する訪問診療料が算定できる



特養
有料老人
ホームなど

死亡前24時間以内に
訪問して患者を看取れば
1万点

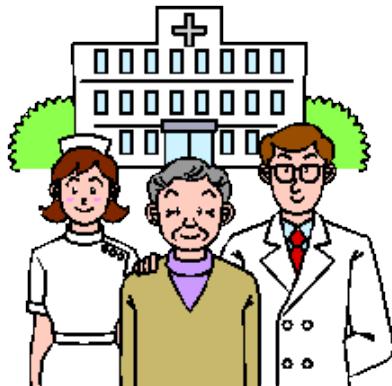


B診療所
(連携先)



A診療所
**在宅療養支援
診療所**

往診料や訪問
診察料に高い
加算

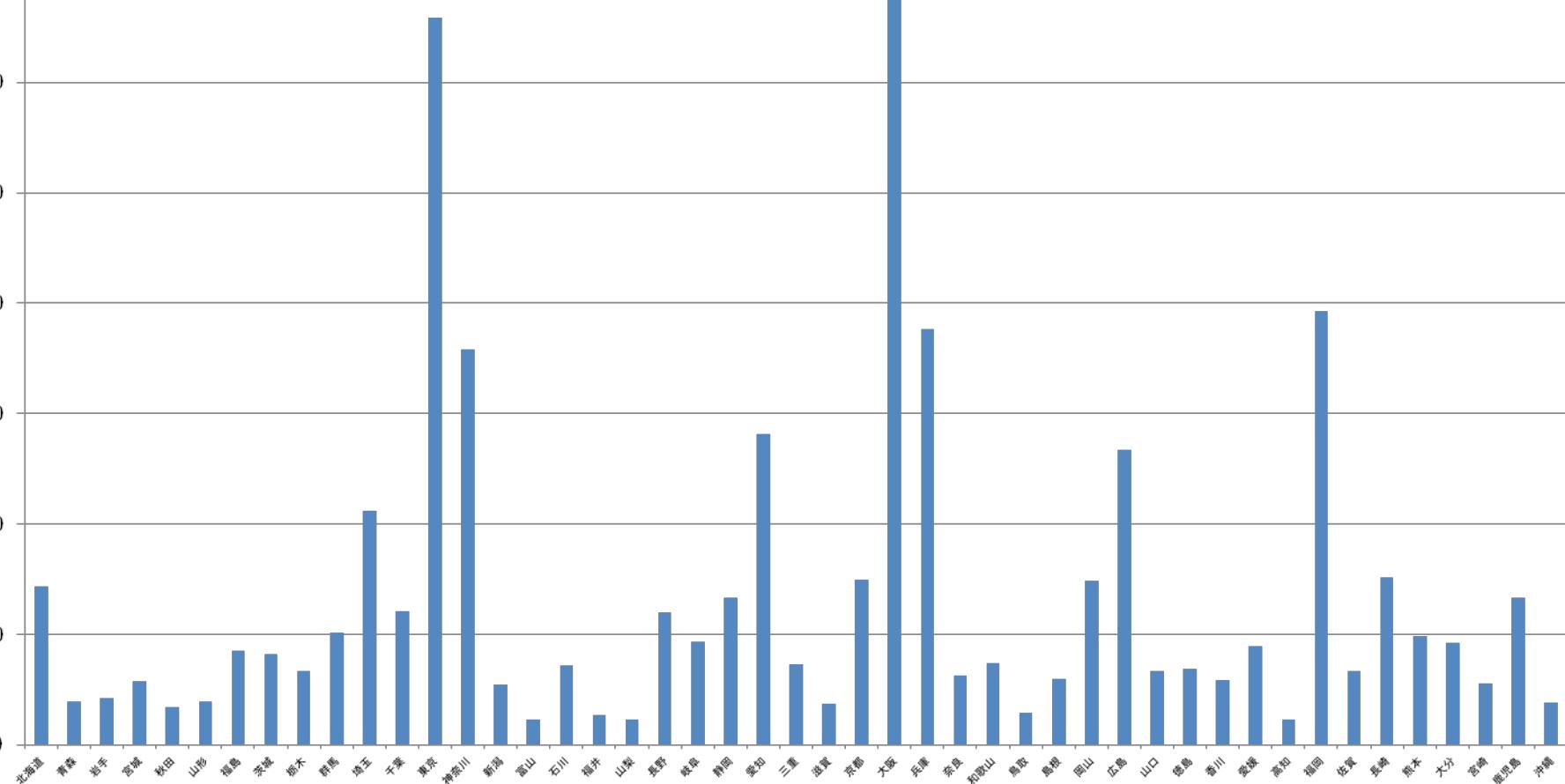


A診療所と連携している
B診療所(またはC病院)
がA診療所の代行で訪問
診療を行えば、在宅療養
支援診療所なみの高い診療
点数を算定できる

在宅療養支援診療所

2010年11月現在

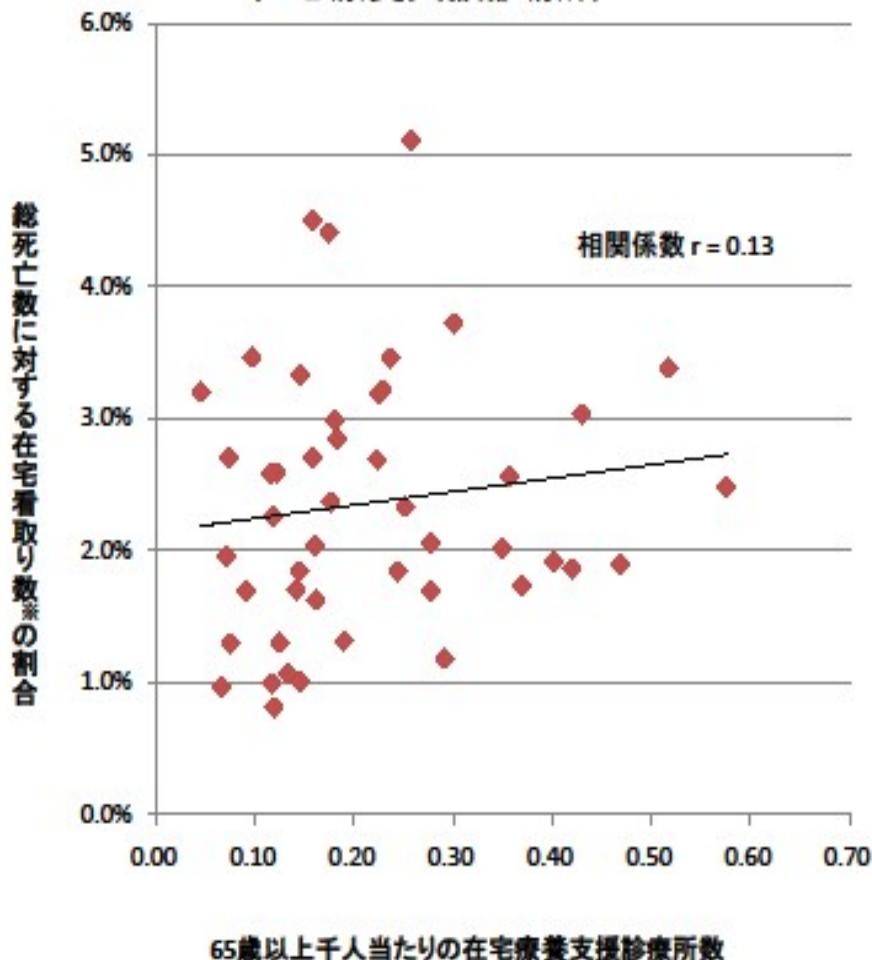
全国12577件



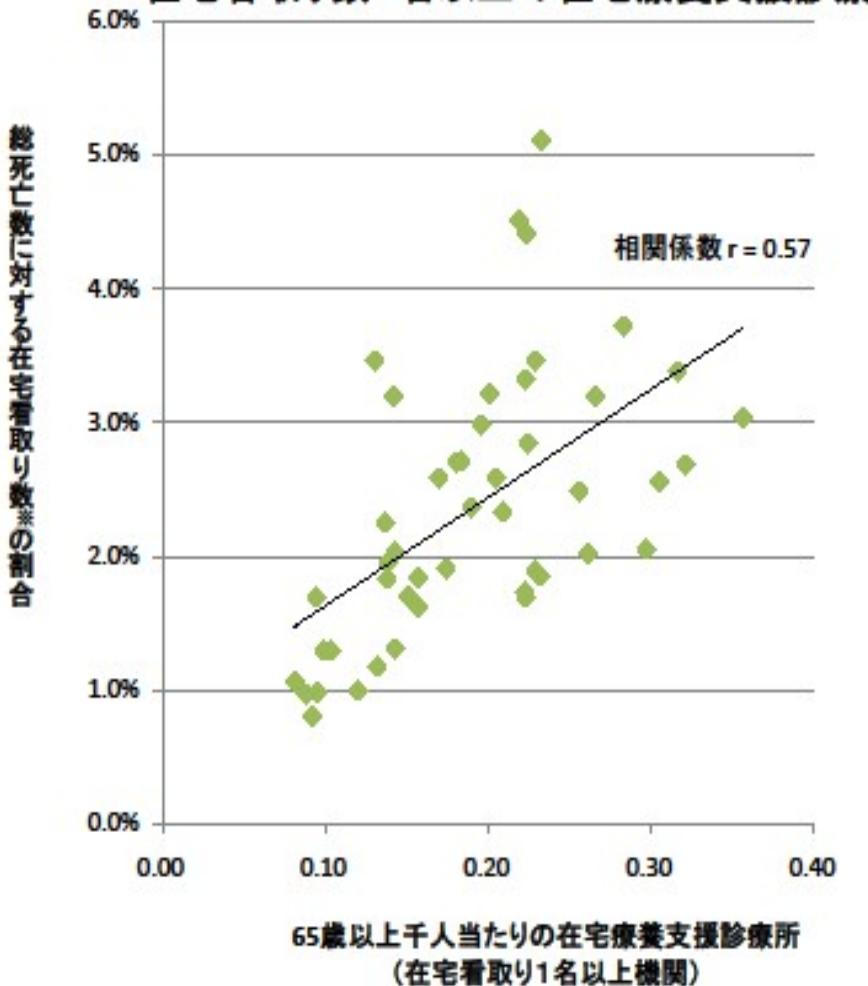
※地方厚生局施設基準届け出データより【2010年11月】

在宅療養支援診療所と在宅看取り数※の関係 (都道府県別)

在宅療養支援診療所



在宅看取り数1名以上の在宅療養支援診療所



(※)在宅療養支援診療所が行っている在宅看取り数

出典)厚生労働省保険局医療課調べ(平成22年7月1日時点) 7

在宅療養支援診療所の課題

- 過去1年間に1人も看取りを行っていない在宅療養支援診療所が50%に上る
- 在宅療養支援診療所の約7割は医師1人体制で、24時間対応に負担を感じている
- 在宅医療提供上の課題として緊急入院受け入れ病床の確保や24時間体制に協力可能な医師の存在が挙げられる
- 在宅療養支援診療所と在宅療養支援病院の役割分担が不明確

在宅療養支援病院とは？



在宅療養支援病院の規制緩和 (2010年診療報酬改定)

- 2008年診療報酬
 - 在宅療養支援病院の要件は「半径4km以内に診療所が存在しないもの」とされていたので、僻地等地域において在宅療養を提供する診療所がない地域のみに限定されていた
 - このため届け出は11病院に限定
- 2010年、この4Km要件が撤廃された
- この要件撤廃の影響は？

在宅療養支援病院

- 200床未満の病院でも、24時間365日体制をとり、届ければ在宅療養支援病院となり以下の算定が可能になる
 - 往診料
 - 緊急加算650点、夜間加算1300点、深夜加算2300点がある。届出なしに比べて緊急加算と夜間加算は2倍、深夜加算も1.8倍
 - ターミナルケア加算
 - 10000点、届出なしの点数の5倍

在宅療養支援病院

– 在宅末期医療総合診療料

- 処方せん交付で1495点、処方せんなしで1685点と、高い評価

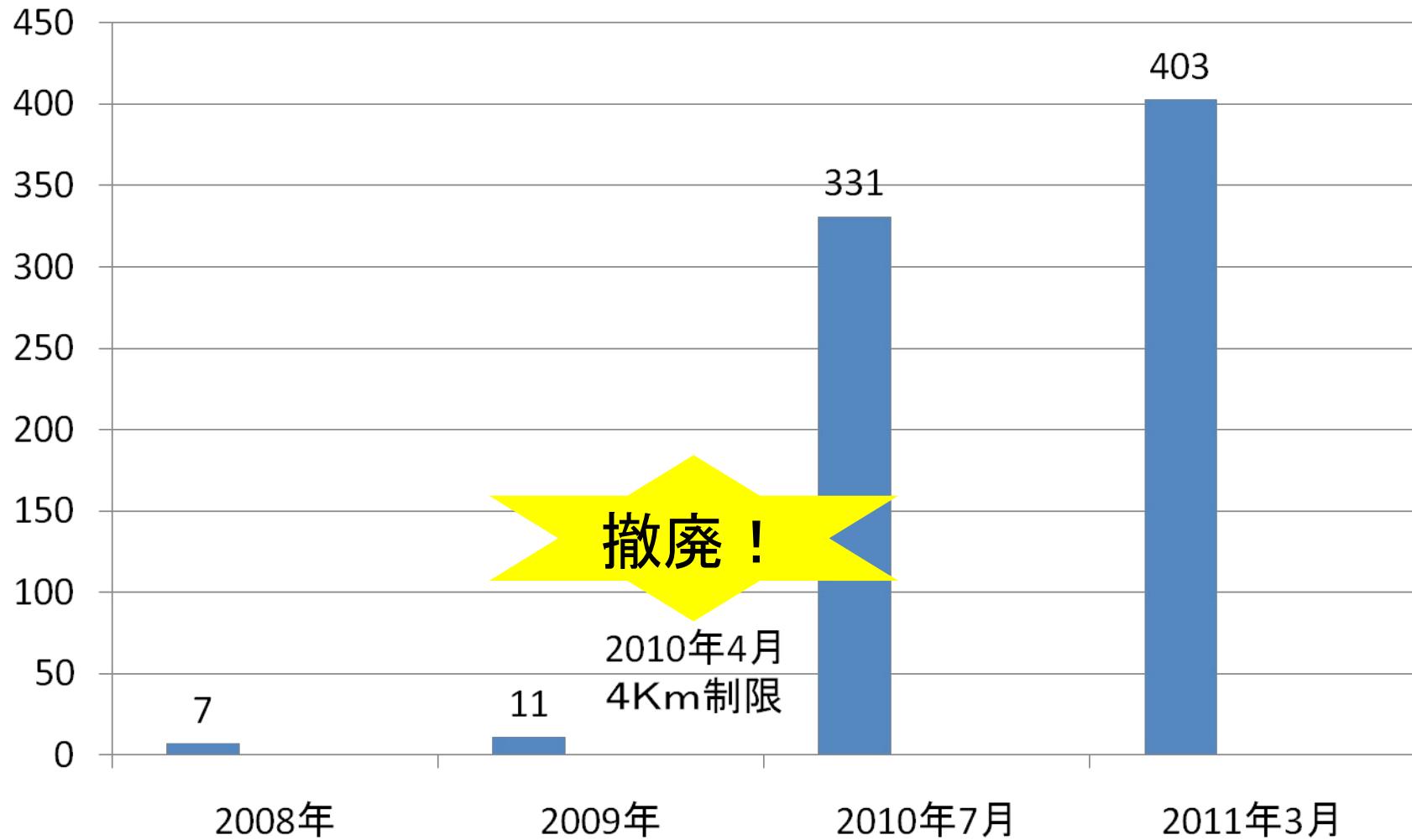
– 在宅時医学総合管理料

- 処方せん発行で4200点であり、届出なしの2200点よりも2000点高い
- 処方せん発行なしでは4500点と2500点で、2000点の差がある

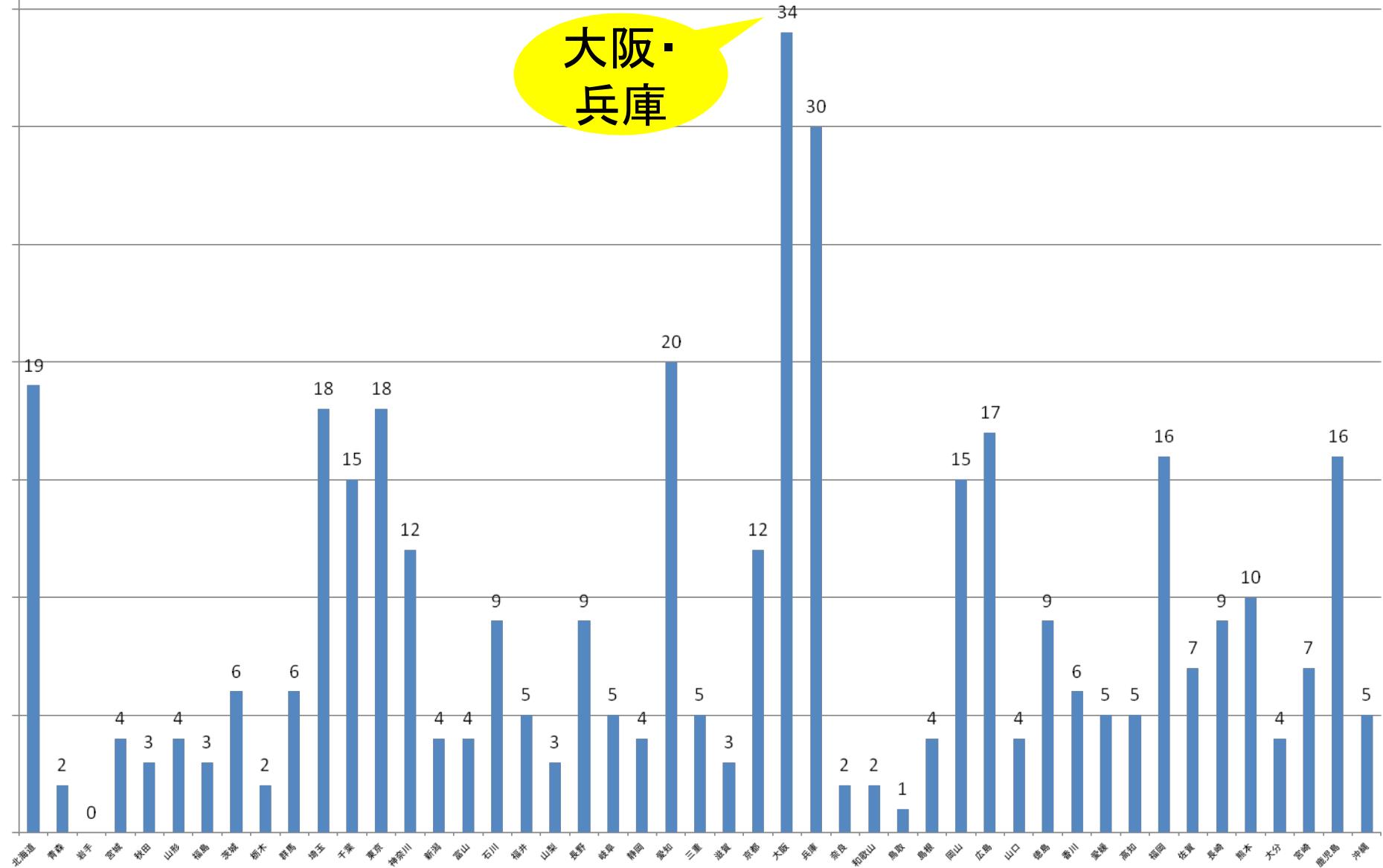
– 特定施設入居時等医学総合管理料

– 退院時共同指導料

在宅療養支援病院数の推移



在宅療養支援病院（403病院）2011年3月



医療法人財団厚生会古川橋病院

東京都で第1号の在宅療養支援病院

- 在宅療養支援病院 港区南麻布2丁目
 - 一般病床 49床
 - 介護老人保健施設 40床
 - 介護予防機能訓練施設 20名
 - 居宅介護支援事業所
 - 健診センター



鈴木先生

在宅療養支援病院実態調査

日本医療マネジメント学会
地域医療委員会

47都道府県 在宅療養支援病院

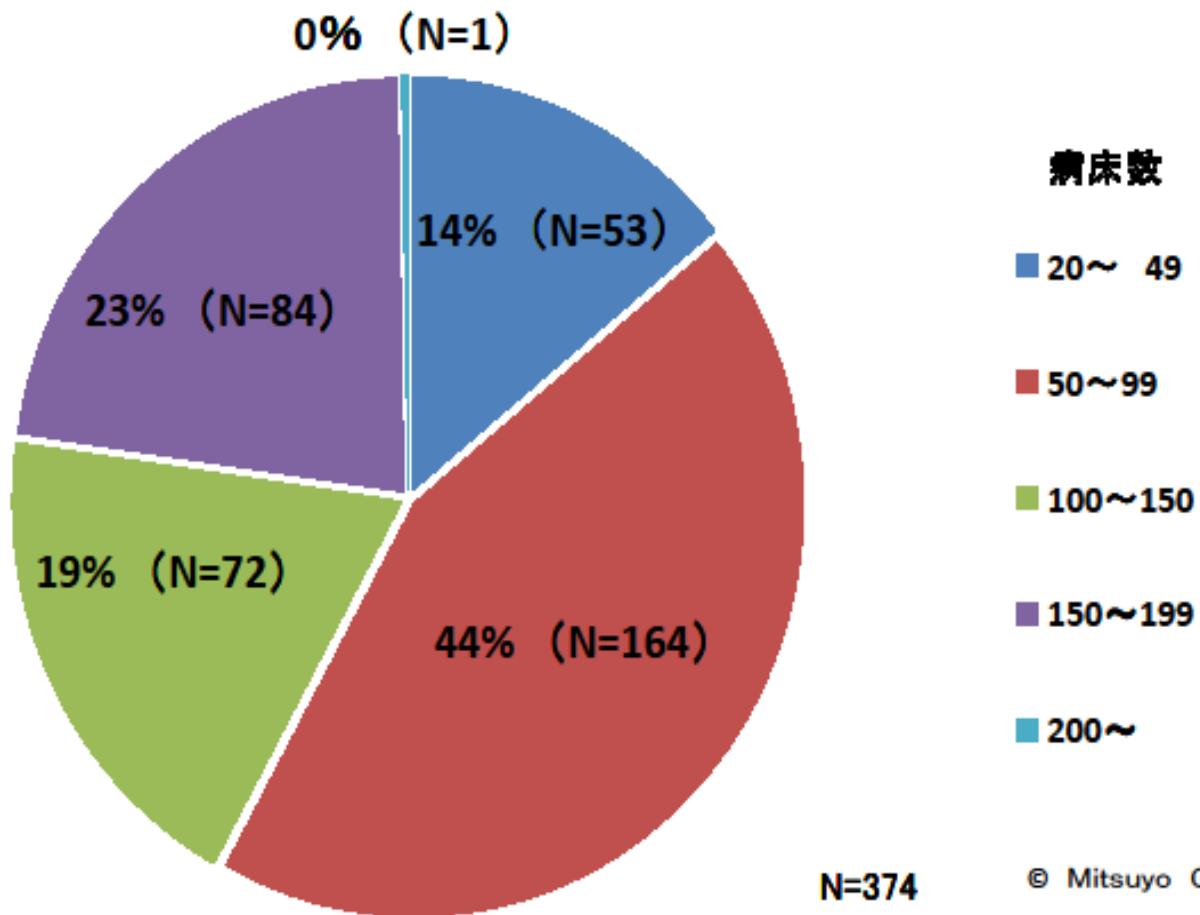
調査対象及び客体

- 平成22年12月時点、全国の在宅療養支援病院届け出のある374施設 (H23年3月時点 N=411)
- 調査票配布と回収状況

調査票配布数	回収数	回収率 (%)	有効回答数	有効回収率 (%)
374	107	28.61	106	28.34

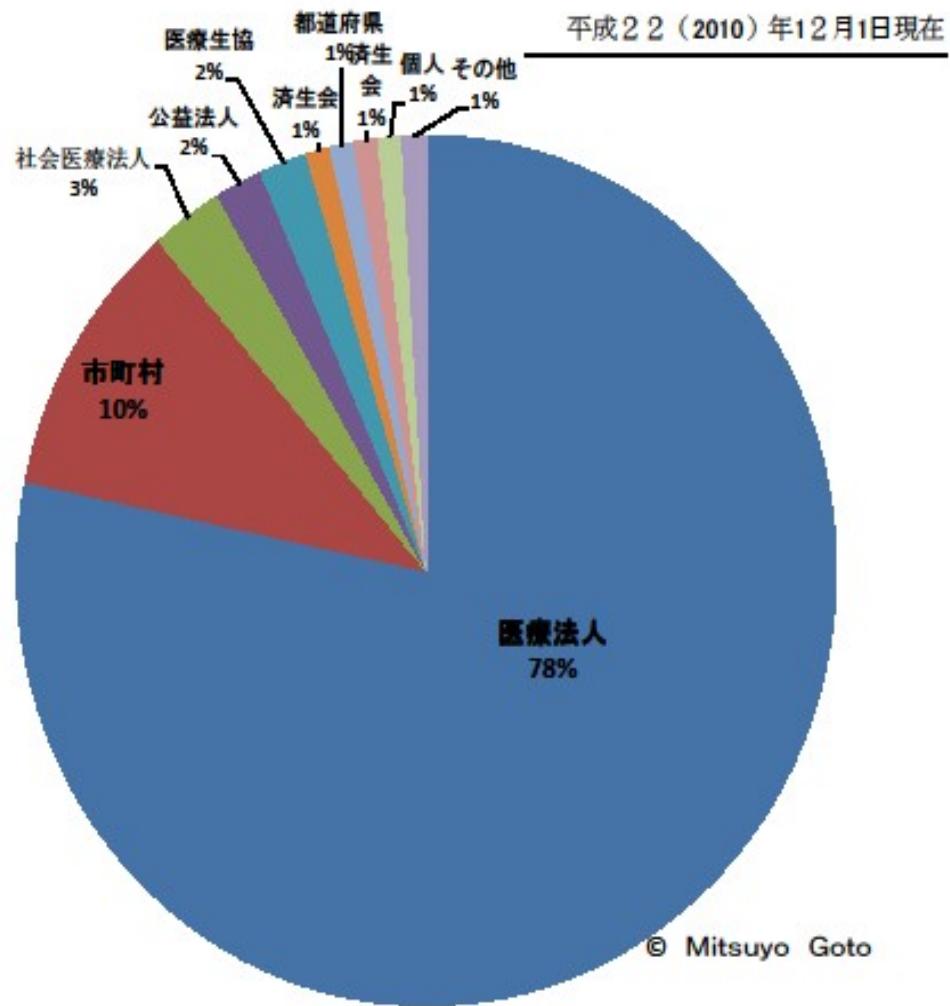
47都道府県 在宅療養支援病院 病床規模別 施設数

平成22(2010)年12月1日現在



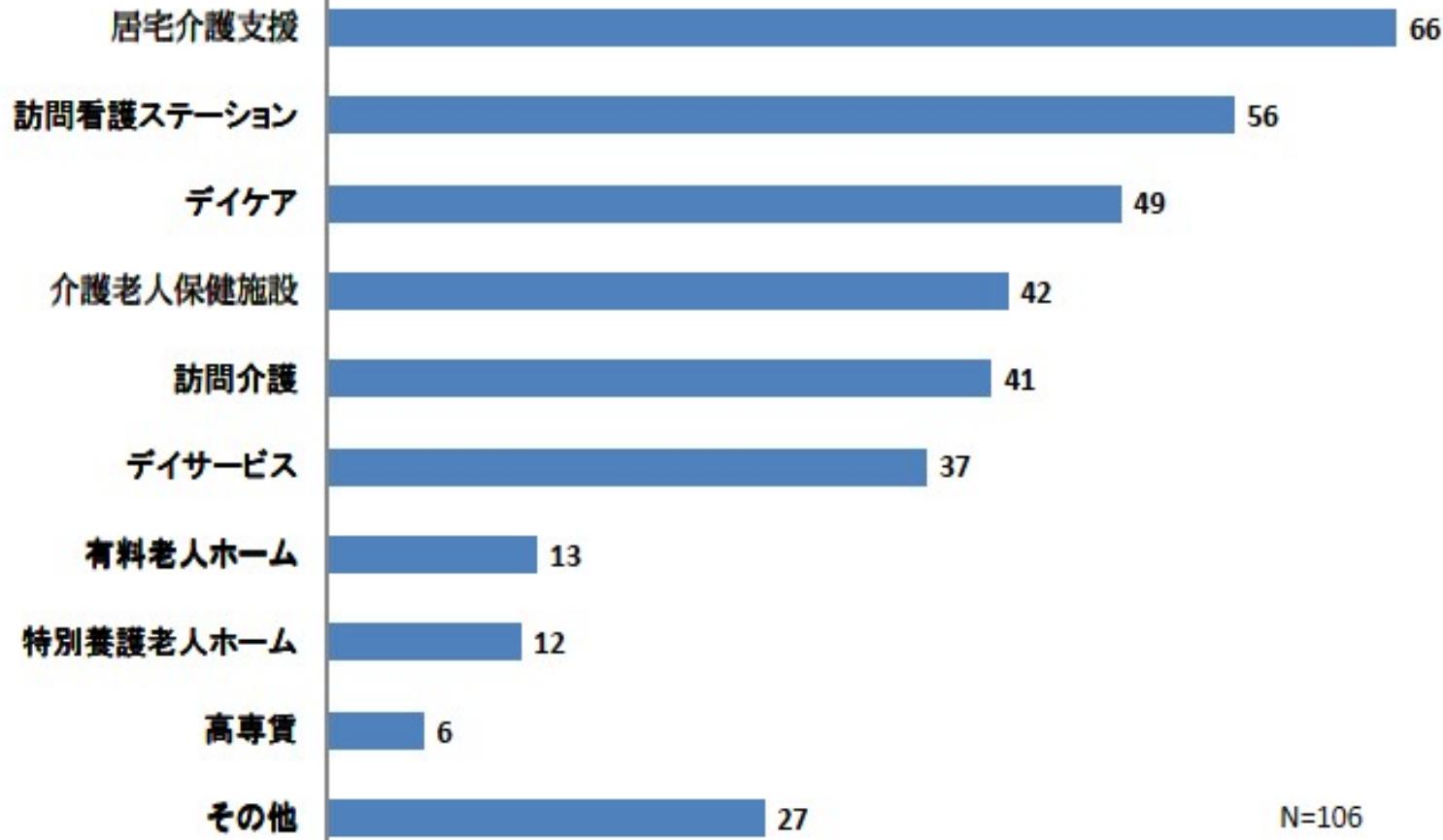
47都道府県 在宅療養支援病院 回答病院 開設主体別にみた施設数

	度数	パーセント
有効		
医療法人	83	78.3
市町村	11	10.4
社会医療法人	3	2.8
公益法人	2	1.9
医療生協	2	1.9
清生会	1	.9
都道府県	1	.9
都道府県	1	.9
その他	1	.9
合計	105	99.1
欠損値		
システム欠損値	1	.9
△△△	---	---



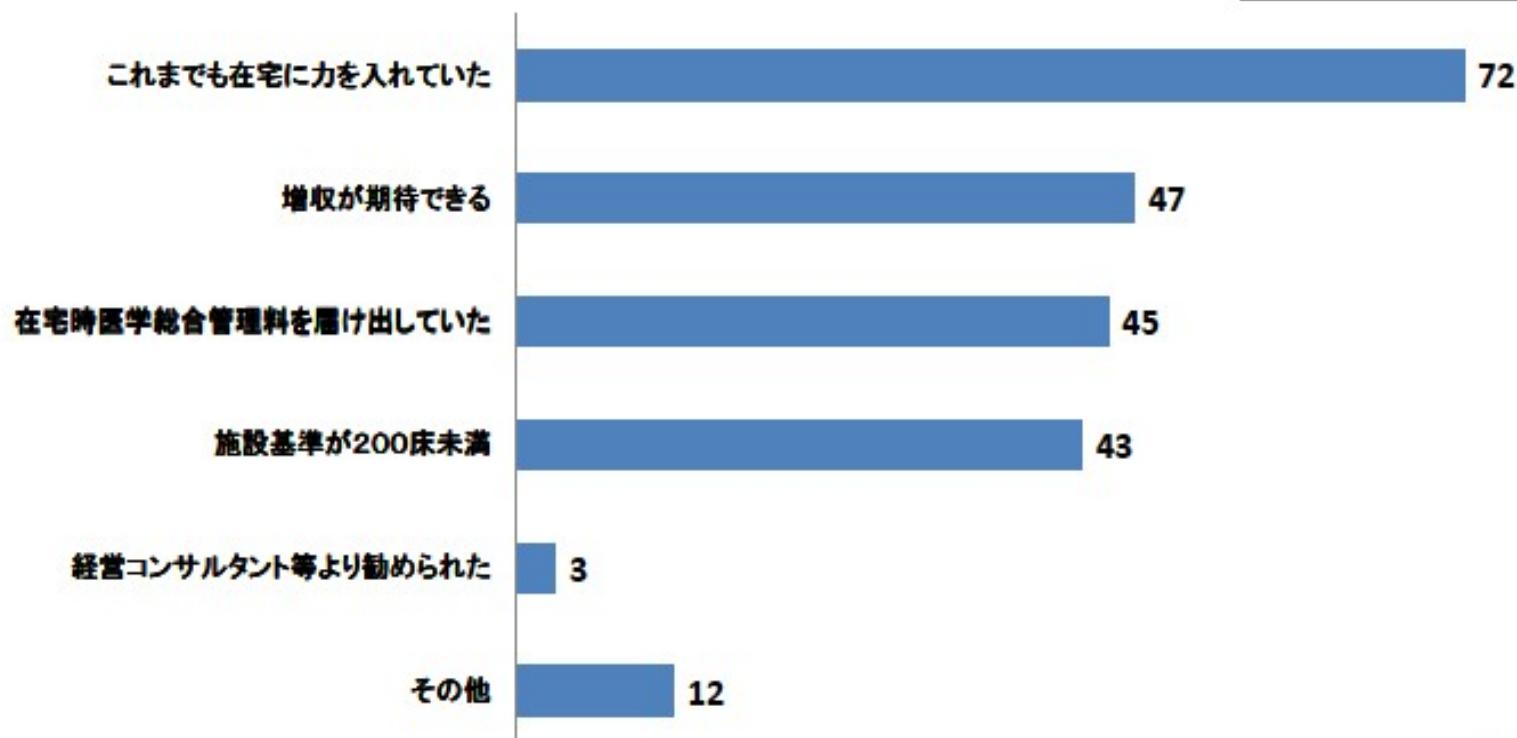
47都道府県 在宅療養支援病院 回答病院 所有する関連施設

平成22(2010)年12月1日現在



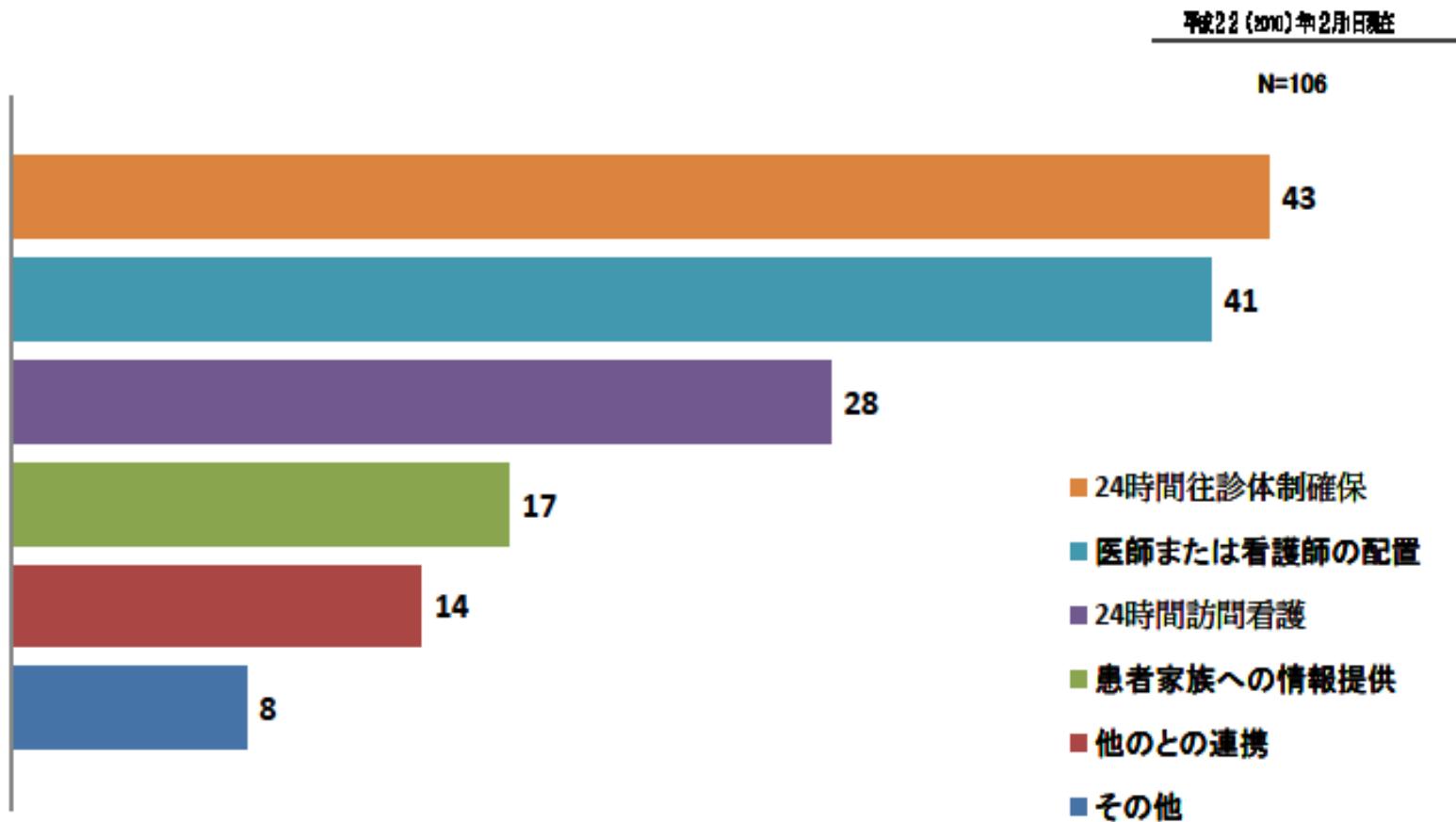
47都道府県 在宅療養支援病院 回答病院 届け出理由

平成22(2010)年2月日経

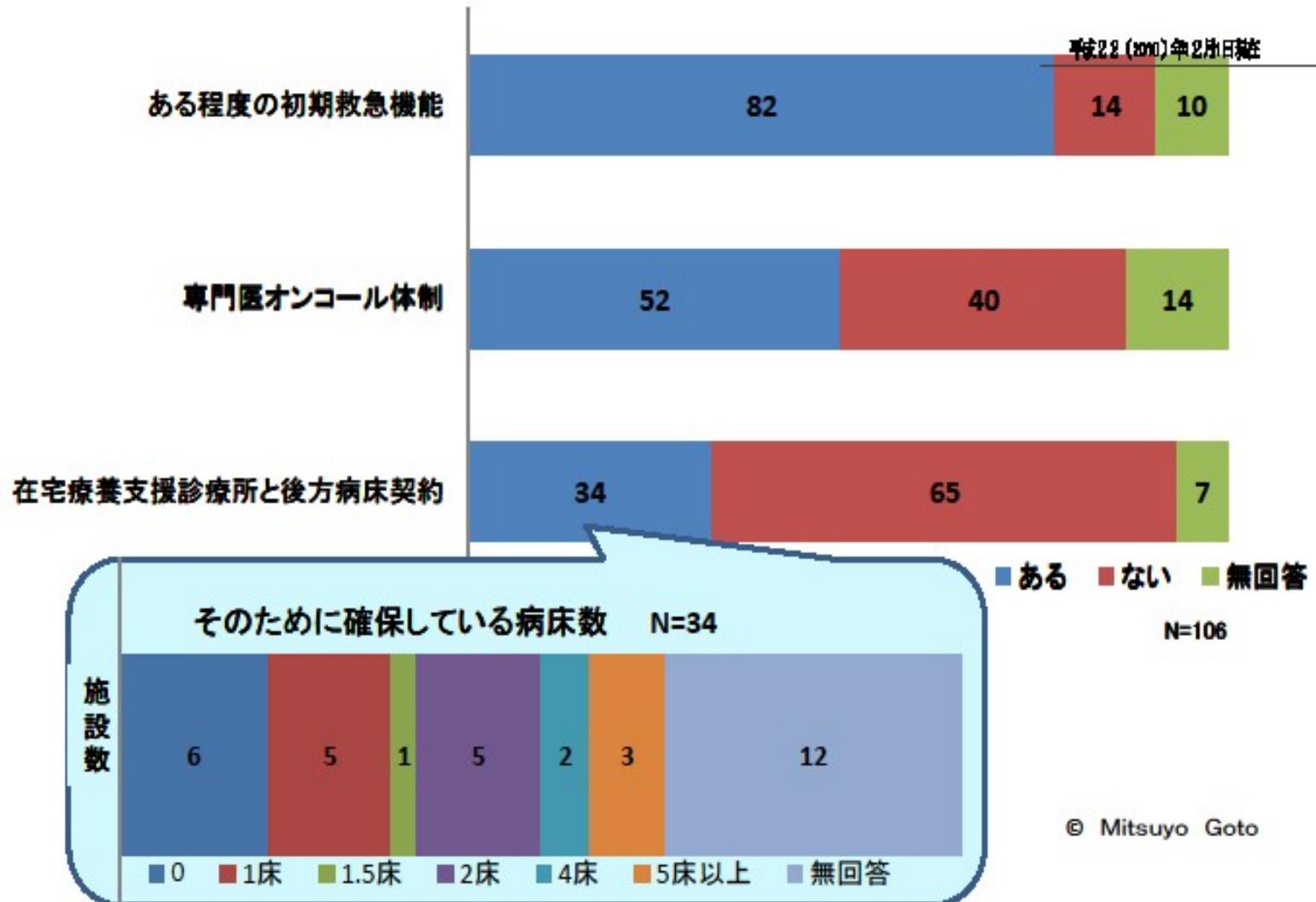


N=106

在宅療養支援病院 回答病院 施設基準で苦労した事



在宅療養支援病院 回答病院 現在の連携体制

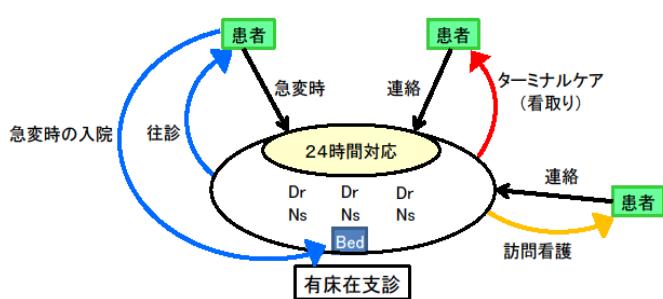


在宅療養支援診療所を 3つのパターンで評価

パターン①

➤ 複数の医師等が在籍し、自院のみで完結する有床の在支診をイメージ

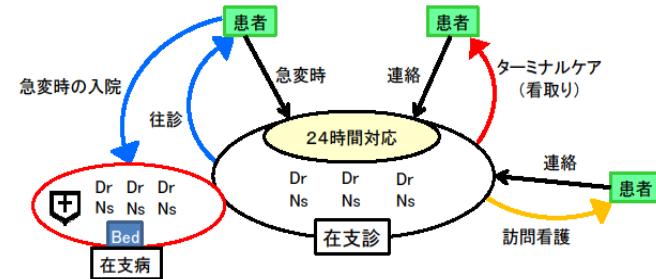
	訪問診療	24時間対応	急変時の対応	ターミナルケア(看取り)	急変時の入院
有床在支診	◎	◎	◎	◎	○



パターン②

➤ 複数の医師等が在籍し、ほぼ自院のみで完結するが、緊急時の入院のみ在支病と連携する在支診をイメージ

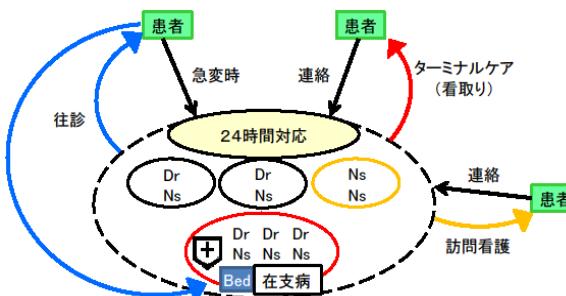
	訪問診療	24時間対応	急変時の対応	ターミナルケア(看取り)	急変時の入院
無床在支診	◎	◎	◎	◎	連携で◎



パターン③

➤ 在支病を含む他の医療機関等と連携・補完し合う在支診をイメージ

	訪問診療	24時間対応	急変時の対応	ターミナルケア(看取り)	急変時の入院
連携した在支診	◎	連携で◎	連携で◎	連携で◎	連携で◎



機能強化した在宅療養支援診療所・ 在宅療養支援病院等への評価

- ①従前の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の要件に以下を追加する。
 - イ 所属する常勤医師3名以上
 - ロ 過去1年間の緊急の往診実績5件以上
 - ハ 過去1年間の看取り実績2件以上



機能強化型
在宅療養支援診療所
在宅療養支援病院

機能強化した在宅療養支援診療所・ 在宅療養支援病院等への評価

- ②複数の医療機関が連携して①の要件を満たすことも可とするが、連携する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - イ 患者からの緊急時の連絡先の一元化を行う
 - ロ 患者の診療情報の共有を図るため、連携医療機関間で月1回以上の定期的なカンファレンスを実施
 - ハ 連携する医療機関数は10未満
 - ニ 病院が連携に入る場合は200床未満の病院に限る

機能強化した在宅療養支援診療所

・在宅療養支援病院等への評価

- (改定前)
 - 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院 10000点
 - 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院以外 2000点
- (改定後) 在宅ターミナルケア加算
 - 病床を有する場合
 - ターミナルケア加算 6000点(新)
 - 看取り加算 3000点(新)
 - 病床を有しない場合
 - ターミナルケア加算 5000点(新)
 - 看取り加算 3000点(新)

従前の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価

- ・従前の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価
 - －ターミナルケア加算 4000点(新)
 - －看取り加算 3000点(新)
- ・在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院以外
 - －ターミナルケア加算 3000点(新)
 - －看取り加算 3000点(新)

在宅がん医療総合診療料

- 機能を強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院
 - 病床を有する場合
 - 処方せんを交付する場合 1800点(新)
 - 処方せんを交付しない場合 2000点(新)
 - 病床を有しない場合
 - 処方せんを交付する場合 1650点(新)
 - 処方せんを交付しない場合 1850点(新)
- 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院(改定前と同じ)
 - 処方せんを交付する場合 1495点
 - 処方せんを交付しない場合 1685点

在宅時医学総合管理料

- (改定前)
 - 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院
 - イ 処方せんを交付する場合 4200点
 - ロ 処方せんを交付しない場合 4500点
- (改定後)
 - 機能を強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院
 - 病床を有する場合
 - 処方せんを交付する場合 **5000点** (新)
 - 処方せんを交付しない場合 **5300点** (新)
 - 病床を有しない場合
 - 処方せんを交付する場合 4600点 (新)
 - 処方せんを交付しない場合 4900点 (新)
 - 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院
 - イ 処方せんを交付する場合 4200点
 - ロ 処方せんを交付しない場合 4500点

在宅患者緊急入院診療加算

- (改定前)
 - 在宅患者緊急入院診療加算
 - 1 連携医療機関の場合 1300点
 - 2 1以外の場合 600点
- (改定後)
 - 1 機能を強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院間での受け入れの場合 2500点(新)
 - 2 連携医療機関の場合 2000点(改)
 - 1, 2以外の場合 1000点(改)

訪問看護ステーション

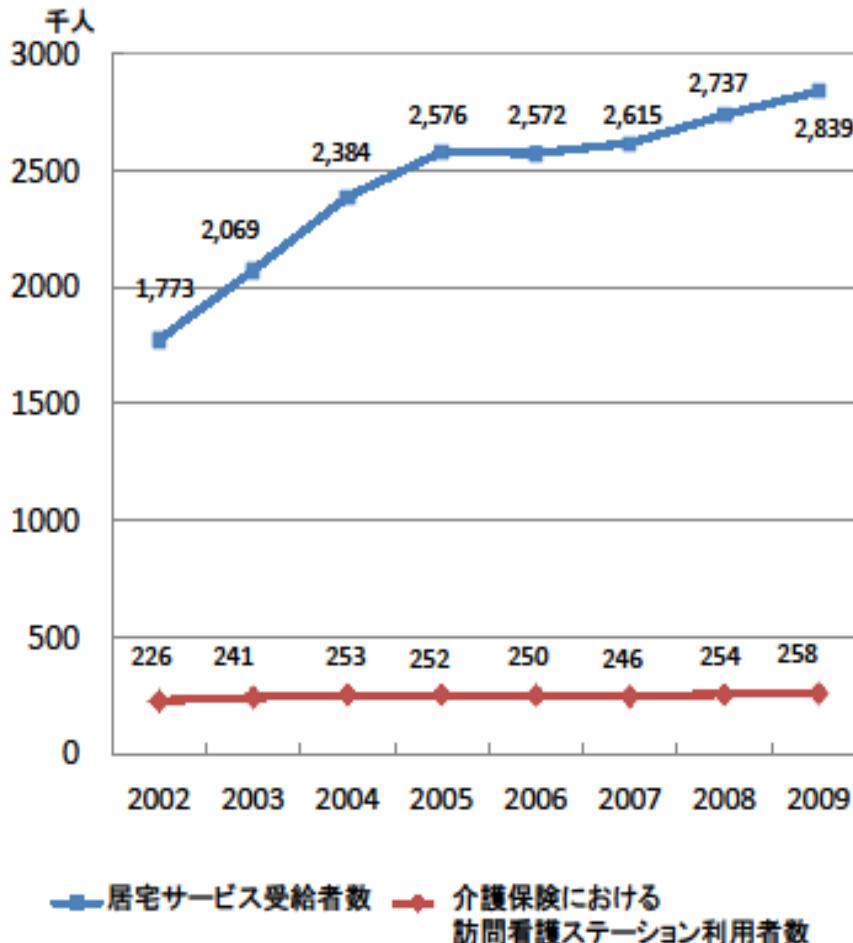


伸びなやむ訪問看護ステーション

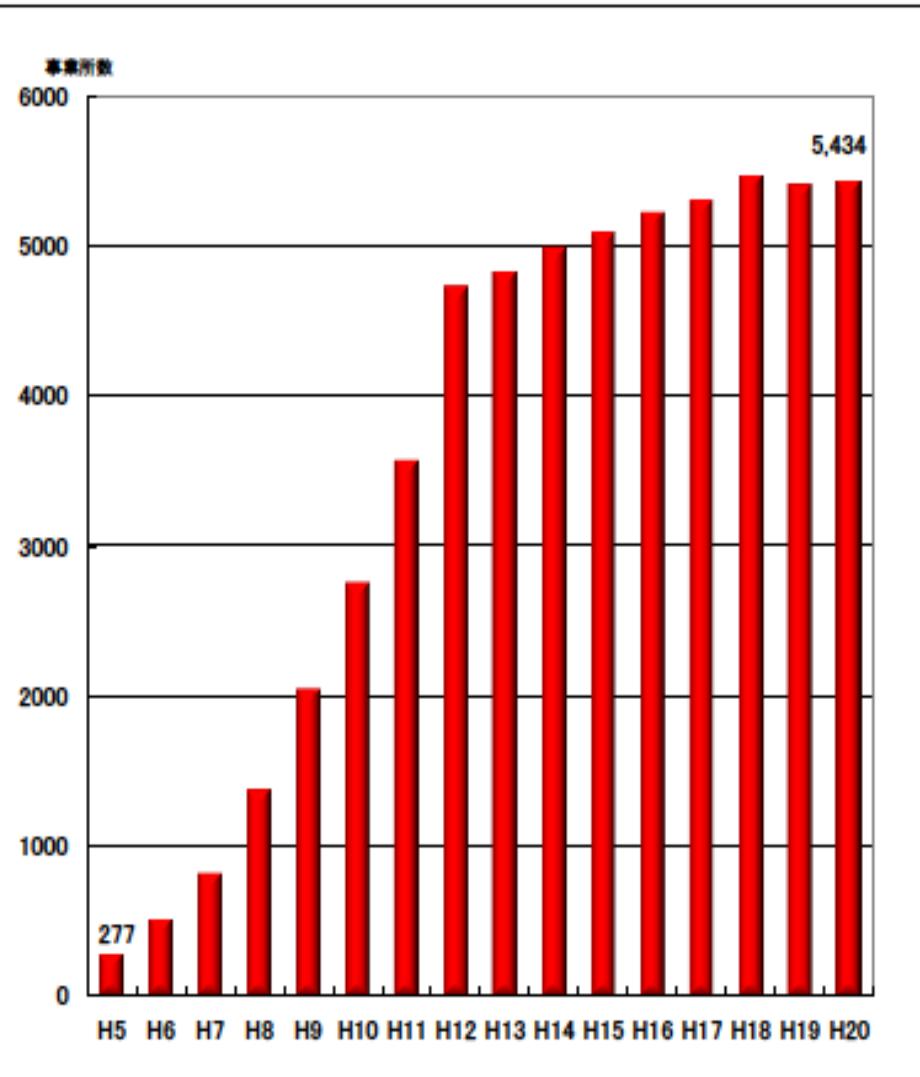
訪問看護サービス利用者数と訪問看護ステーション数の推移

■居宅サービス利用者および訪問看護利用者の推移

居宅サービス全体の利用者数は伸びているが、訪問看護サービス利用者数は横ばいである。



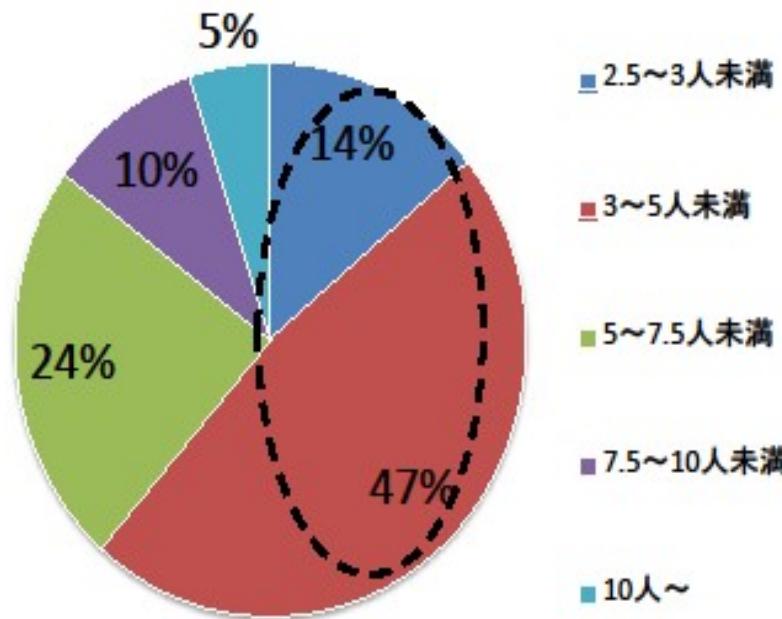
■訪問看護ステーション数の変化



訪問看護事業所の規模別状況①

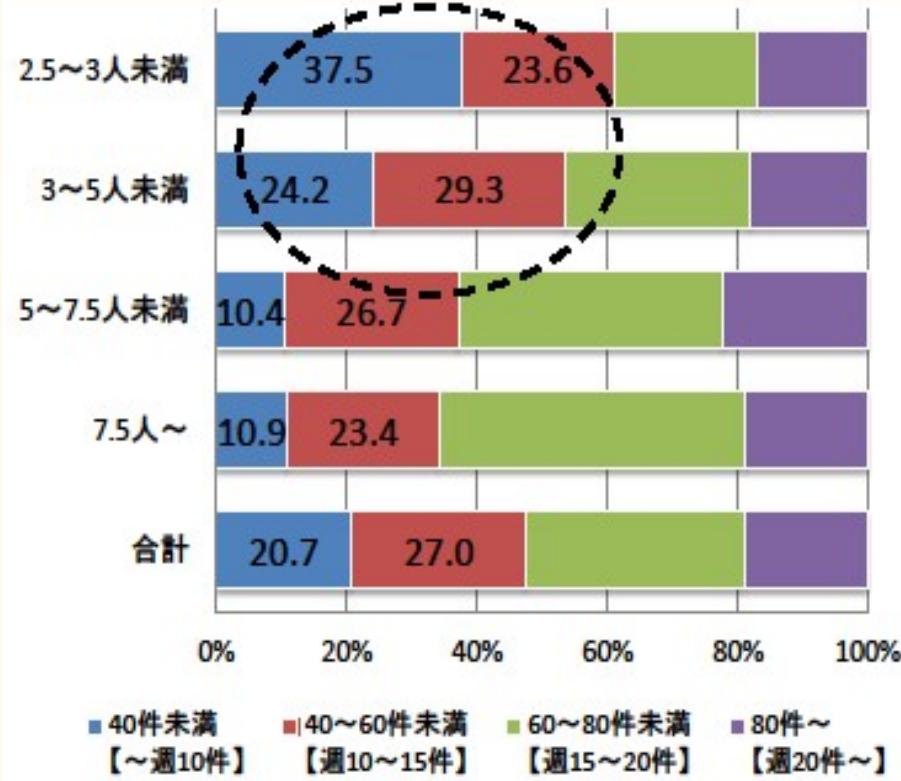
- 5人未満の小規模な訪問看護事業所が約60%を占めている。
- 小規模な訪問看護事業所であるほど職員一人当たりの訪問件数(医療保険と介護保険の合計数)が少ない。

職員※数規模別にみた事業所数の構成(N=1,713)



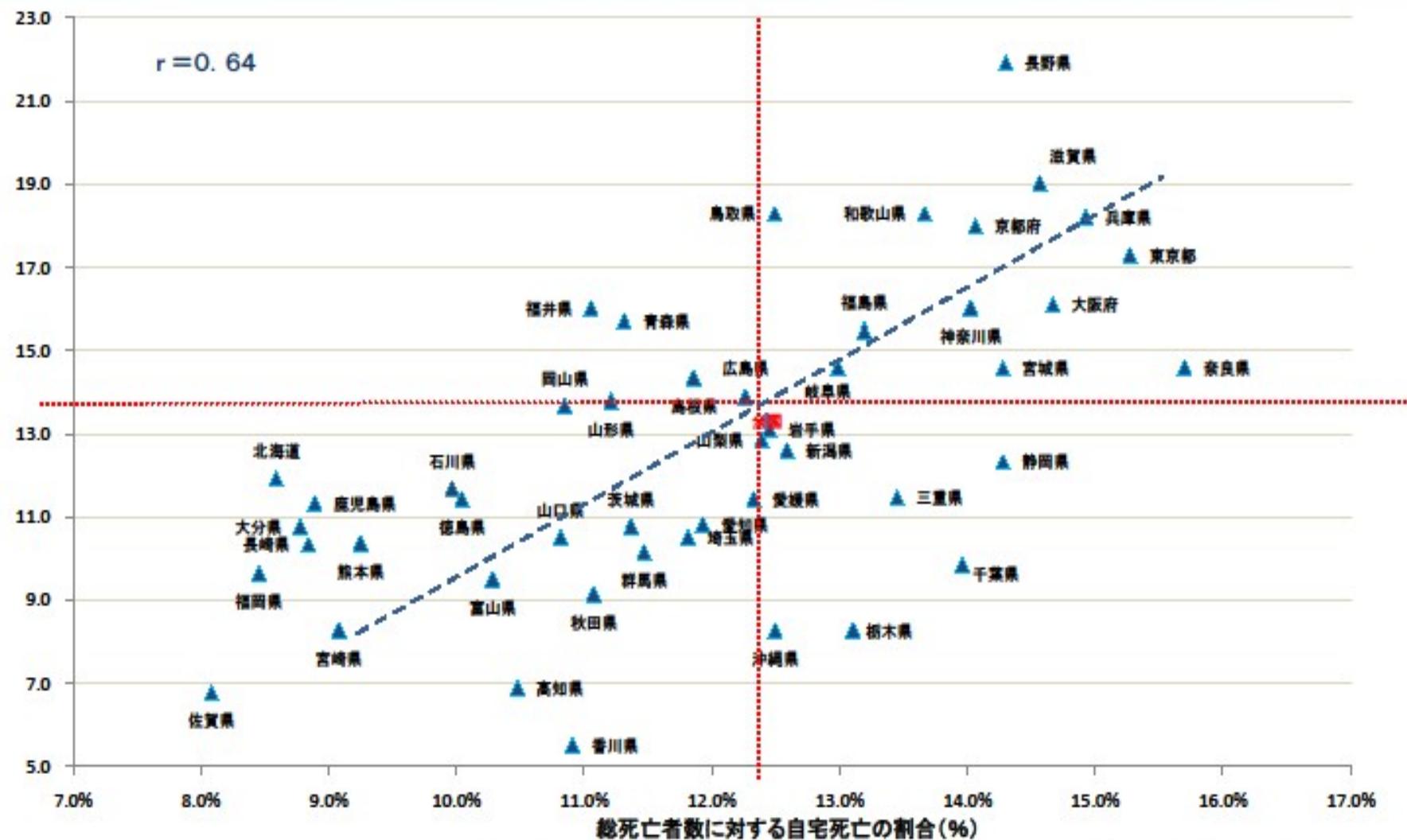
※訪問看護の人員基準の算定対象となる職員のみ

職員※数規模別にみた
職員一人月当たりの訪問看護件数(N=1,556)



訪問看護の利用状況と自宅死亡の割合

- 都道府県別高齢者人口千人当たりの訪問看護利用者数は約4倍の差がある。
(最多は長野県、最少は香川県)
- 高齢者の訪問看護利用者数が多い都道府県では、在宅で死亡する者の割合が高い傾向がある。



伸び悩み要因

①人材の確保・定着の課題

- ▶ 高い離職率、人材確保の難しさ
- ▶ 確保・定着の問題の背景には、処遇の悪さ
- ▶ 新人看護職員を教育・育成する体制が不足

②事業運営の課題

- ▶ 医療保険と介護保険で制度的な齟齬があり、経営管理が難しい
- ▶ 直接的ケア以外に周辺業務が多く、看護職がそれらの業務に携わっている場合は多くの訪問ができない

③ケアマネジメントの課題

- ▶ ケアマネジャーは、「支給限度額」「訪問看護の必要性の判断」に課題を感じている

訪問看護の現状の課題

- 退院直後などの医療ニーズの高い患者への訪問看護が十分でない
 - 退院後、病状が落ち着くまでに1週間以上2週間未満の期間が必要
- 5人未満の小規模訪問看護ステーションが65%を占めている。職員数が少ないと24時間対応の負担が大きい
- 環境整備や体位変換など「看護職員以外の実施可能」な業務が一定程度ある
- 訪問看護ステーションから看護職員と介護職員の2名以上で訪問したケースが3割を占めるが、複数名訪問看護加算は同行者が看護補助者や介護職員では算定できない

訪問看護改訂の方向

- ・ 医療ニーズの高い患者への手厚い訪問看護に対する評価
 - － 要介護認定者であっても例外的に医療保険の適応となる「特別訪問看護指示書」に基づく訪問看護について、指示書を交付できる対象を拡大
- ・ 複数名訪問看護加算の要件を緩和
 - － 複数名訪問看護加算の要件を緩和し、看護補助者や介護職員が同行した場合の点数を新設

特別訪問看護指示加算(100点)

- ・ 医療依存度の高い状態の要介護被保険者等である患者に対し、退院直後の2週間に限り、特別訪問看護指示に基づき訪問看護が提供できることを明示する。
- ・ 算定要件
 - － 患者の主治医が、診療に基づき急性増悪、終末期、退院直後等の事由により、週4回以上の頻回の指定訪問看護を一時的に当該患者に対して行う必要性を認めた場合であって、特別訪問看護指示書を当該患者が選定する訪問看護ステーションに対して交付した場合に算定する

複数名訪問看護加算

- 複数名訪問看護加算
 - イ 看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合 430点
 - ロ 看護師等が他の准看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合 380点
 - ハ 看護師等が看護補助者と同時に訪問看護・指導を行う場合 300点(新)



Visiting Nurse Service of New York



ニューヨークに約70ある在宅ケアエージェンシーのうち、
非営利団体としては最大の組織。

ニューヨーク訪問看護サービス (VNSNY) の事業規模とスタッフ

- 訪問看護サービス
 - ケアの対象は、新生児から95歳以上の高齢者まで。自立、回復期リハビリ状態、要介護者、終末期まで。
 - 毎日約31,000 人への訪問を、総勢12,330 人のスタッフが提供している
 - 1 年間でのべ11万 人以上の患者に、220 万件訪問(2005 年実績)
- スタッフ
 - 看護師(2505 人)、リハビリセラピスト(695 人)、ソーシャルワーカ(594 人)、ヘルパー(5777 人)、栄養士(136人)、医師、心理療法士など
- ICT
 - 多職種チームをコーディネートするためにICT化が必須
 - ICT 機器によって、文書整理・集計・サマリー作成作業など大幅に省力化した。自社「ペンタブレット」を開発

ニューヨーク訪問看護サービス

Visiting Nurse Services of NY (VNSNY)

- 1893 年、2人の若い看護師が、貧しい人たちの結核のために設立した。
 - リリアン・ウォルドとマリー・ブリュスター
- 以来120 年、今ではニューヨーク中から近郊までカバーし、ニューヨークに約70 ある在宅ケア事業所のうち、非営利団体としては最大。



VNSNYの創始者リリアンが、近道をするため
マンハッタンのビルの屋上から患者宅を訪問



PictureHistory

1890年代のマンハッタン

そして現在のVNSNYの 訪問看護師さんたち



パート5

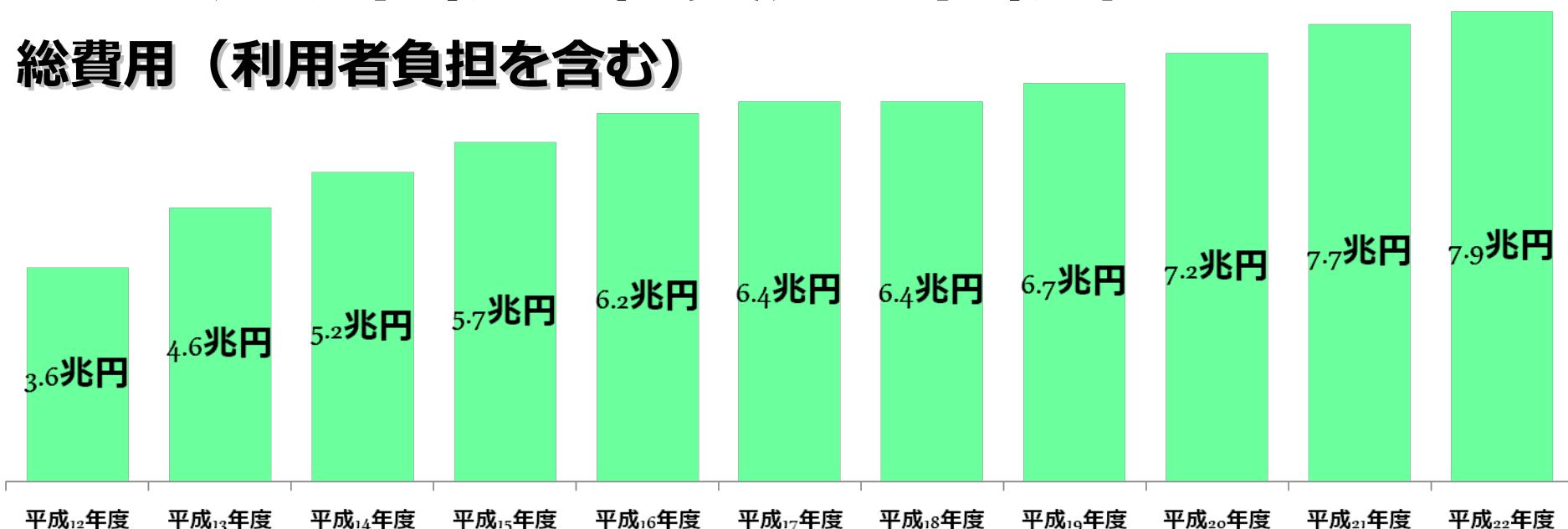
2012年介護報酬改定



社会保障審議会・介護給付費分科会

介護保険の総費用と保険料の動向

総費用（利用者負担を含む）



(注) 平成12年度～平成19年度は実績、平成20年度は補正後予算、平成21年度（介護報酬改定+3.0%）、平成22年度は当初予算

65歳以上が支払う保険料〔全国平均（加重平均）基準月額〕

第1期

（平成12～14年度）

2,911円

第2期

（平成15～17年度）

3,293円

第3期

（平成18～20年度）

4,090円

第4期

（平成21～23年度）

4,160円

(+13%)

(+24%)

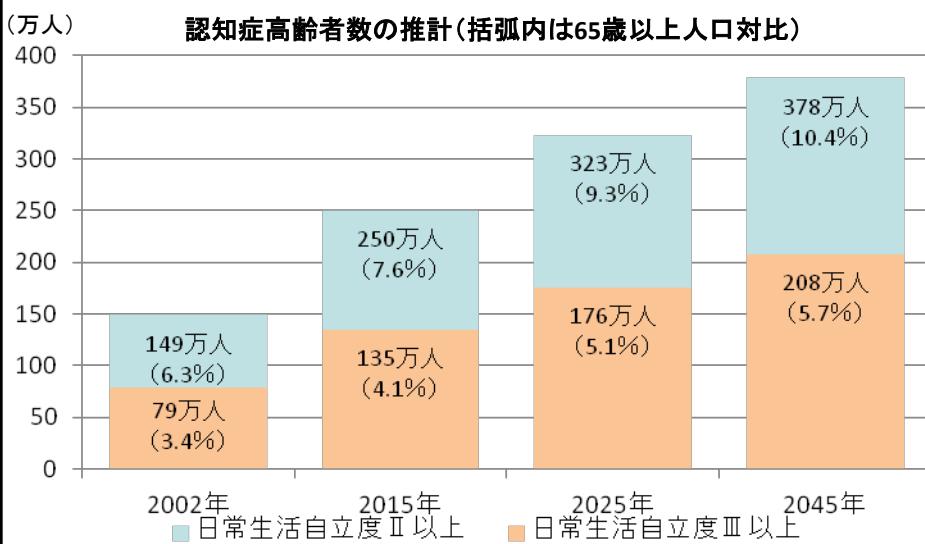
(+1.7%)

今後の介護保険を取り巻く状況について

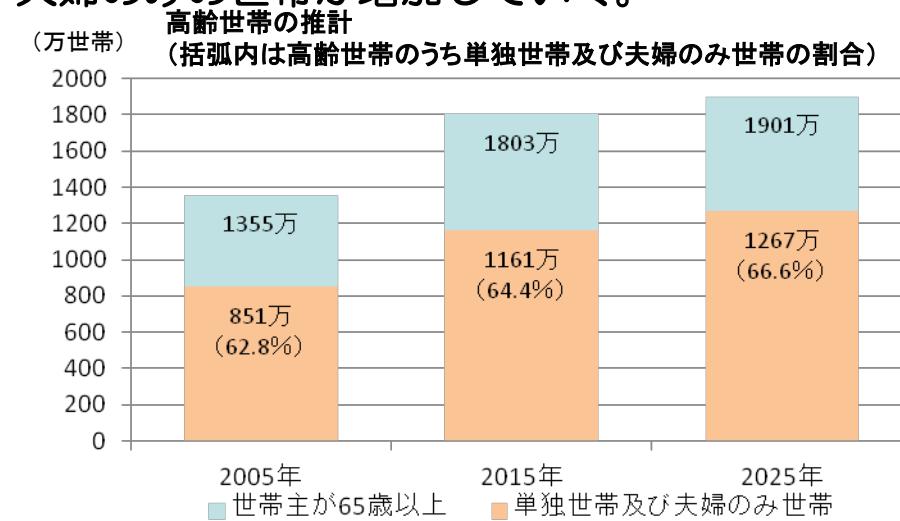
① 75以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2008年	2015年	2025年	2055年
75歳以上高齢者の割合	10.4%	13.1%	18.2%	26.5%

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



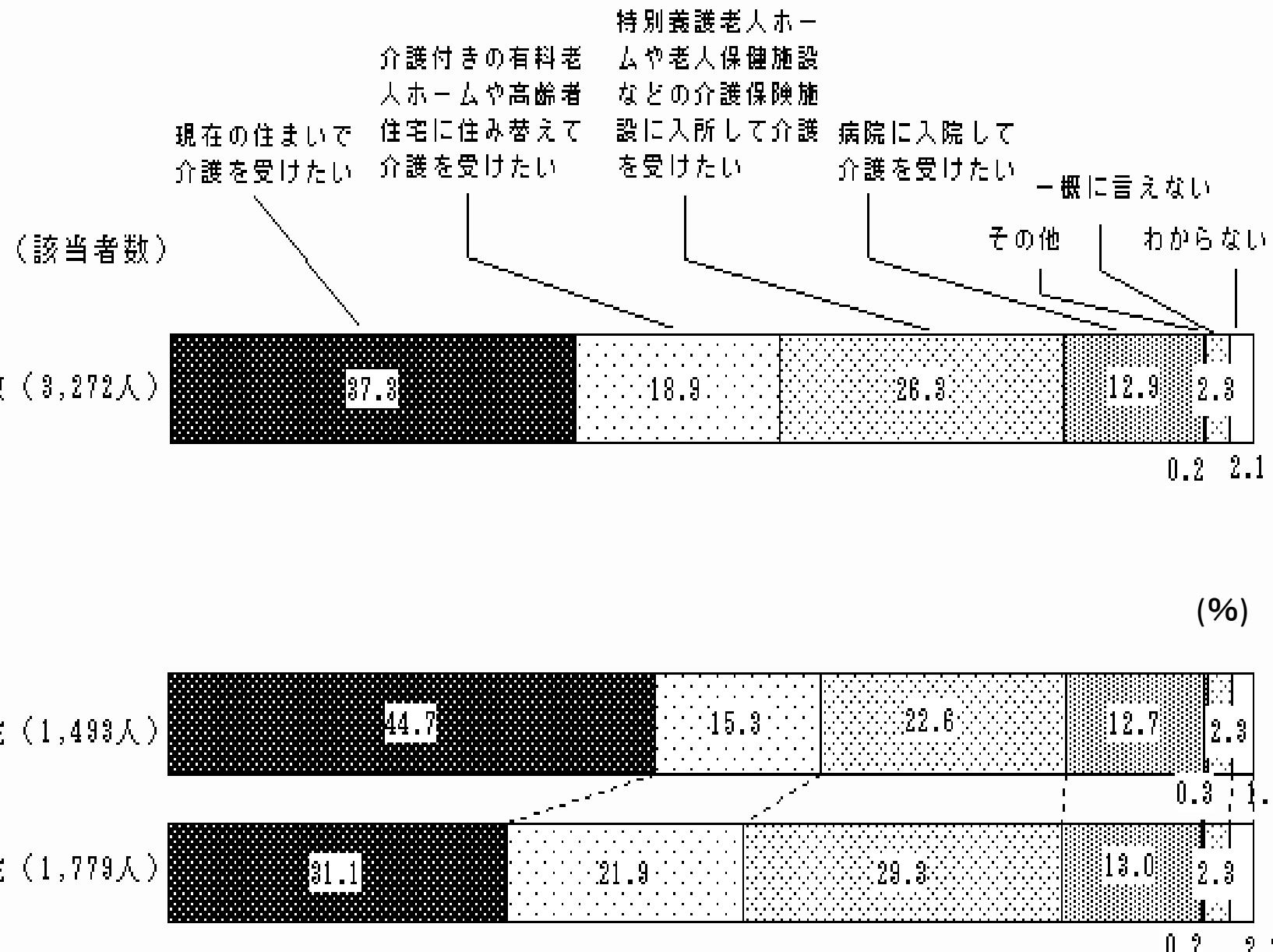
③ 世帯主が65歳以上の世帯のうち、単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。



④ 首都圏をはじめとする都市部において、今後急速に高齢化が進む。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	秋田県	山形県	鹿児島県
2005年時点での高齢者人口	116万人	106万人	149万人	31万人	31万人	44万人
2015年時点での高齢者人口 (括弧内は増加率)	179万人 (+55%)	160万人 (+50%)	218万人 (+47%)	34万人 (+11%)	34万人 (+10%)	48万人 (+10%)

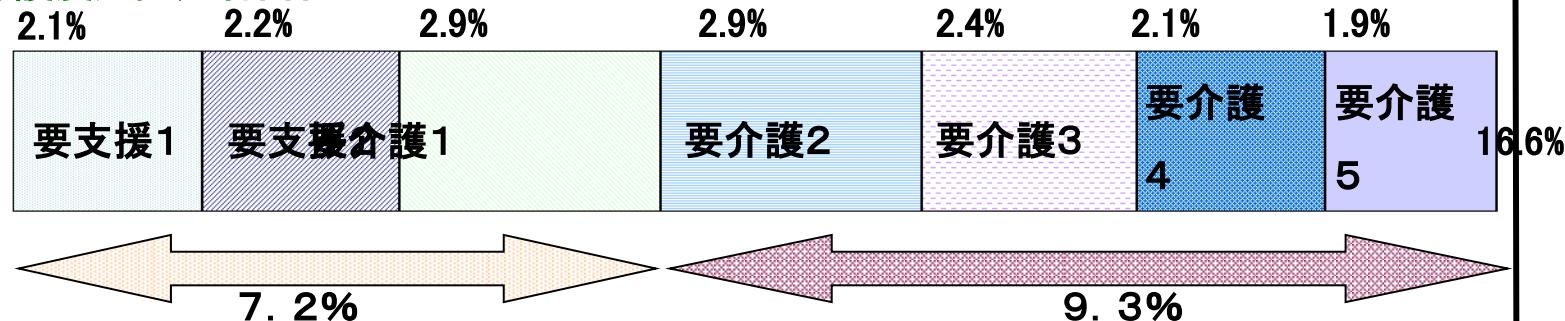
自分自身が介護を受けたい場所



65歳以上人口に占める認定者数、各国の介護施設・ケア付き高齢者住宅の割合

- 65歳以上の高齢者に占める介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合を比較すると、日本は、欧米諸国と比較して少ない。

○要介護度別認定者割合



○各国の高齢者の居住状況(定員の比率)(全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合)

日本 (2005)

※1 介護保険3施設等
※2 (0.9%) (3.5%)

※制度上の区分は明確ではなく、
類型間の差異は小さい。 6.5%

サービスハウス等
(2.3%) ナーシングホーム、
グループホーム等
(4.2%)

スウェーデン (2005)※3

プライエボーリ・エルダボーリ等
(8.1%)

プライエム等
(2.5%)

デンマーク (2006)※4

10.7%

シェルタードハウジング
(8.0%)

ケアホーム
(3.7%)

英国 (2001)※5

11.7%

アシステッド・
リビング等
(2.2%)

ナーシング・ホーム
(4.0%)

米国 (2000)※6

6.2%

※1 シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム及び軽費老人ホーム(軽費老人ホームは2004年)。 ※2 介護保険3施設及びグループホーム

※3 Sweden Socialstyrelsen(スウェーデン社会省)聞き取り調査時の配布資料(2006)

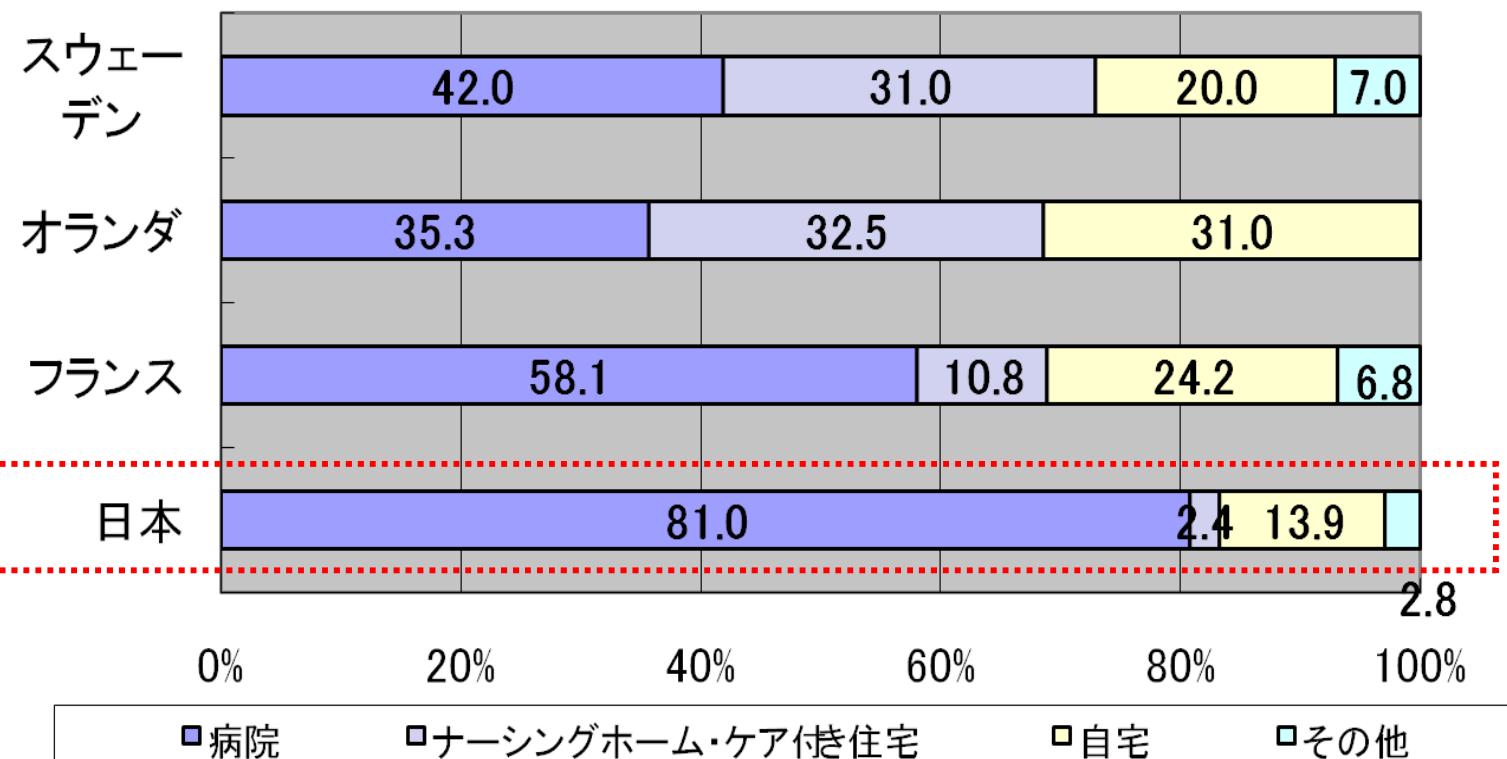
※5 Elderly Accommodation Counsel (2004) 「the older population」

※4 Denmark Socialministeriet(デンマーク社会省)聞き取り調査時の配布資料(2006)

※6 医療経済研究機構「米国医療関連データ集」(2005)

死亡の場所(各国比較)

死亡場所の内訳



(注)「ナーシングホーム・ケア付き住宅」の中には、オランダとフランスは高齢者ホーム、日本は介護老人保健施設が含まれる。オランダの「自宅」には施設以外の「その他」も含まれる。

(資料)スウェーデン:Socialstyrelsen Dögen anger oss alla による1996年時点(本編 p48)

オランダ:Centraal Bureau voor de Statistiek による1998年時点(本編 p91)

フランス:Institut National des Études Demographiques による1998年時点(本編 p137)

日本:厚生労働省大臣官房統計情報部『人口動態統計』による2000年時点

※他国との比較のため、日本のデータは2000年時点のデータを使用

出典:医療経済研究機構

「要介護高齢者の終末期における医療に関する研究報告書」

2012年介護報酬改定の 基本方針

地域包括ケアシステム

2012年介護報酬改定の基本方針

- 1 地域包括ケアシステムの基盤評価
 - ①高齢者の自立支援に重点を置いた在宅・居住系サービス
 - ②要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高齢者に対応した在宅・居住系サービスの提供
- 2 医療と介護の役割分担・連携強化
 - ①在宅生活時の医療機能の強化へ向けた、新サービスの創設及び訪問看護、リハビリステーションの充実並びに看取りへの退行強化
 - ②介護施設における医療ニーズへの対応
 - ③入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携促進
- 認知症にふさわしいサービスの提供
- 質の高い介護サービスの確保

地域包括ケアシステムについて

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への
包括的な支援(地域包括ケア)を推進

【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進

⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

※ 「地域包括ケアシステム」は、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制と定義する。その際、地域包括ケア圏域については、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には、中学校区を基本とする。
(「地域包括ケア研究会報告書」より)

地域包括ケアシステムのイメージ

認知症患者へのサービス

複合型サービス

小規模多機能型居宅介護
(訪問看護と組み合わせた
複合型サービスを含む)
グループホーム



介護保険施設



定期巡回・随時対応型
訪問介護看護



在宅療養支援病院



在宅療養支援診療所



サービス付高齢者向け住宅などの住まい

NPO,
住民参加、企業
、自治体など

地域包括ケアシステムを支える 3つの新規サービス

- ①定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
 - 改正介護保険法(2011年6月)
- ②複合型サービス
 - 介護給付費分科会(2011年5月)
- ③サービス付高齢者向け住宅
 - 改正高齢者住まい法(2011年10月)

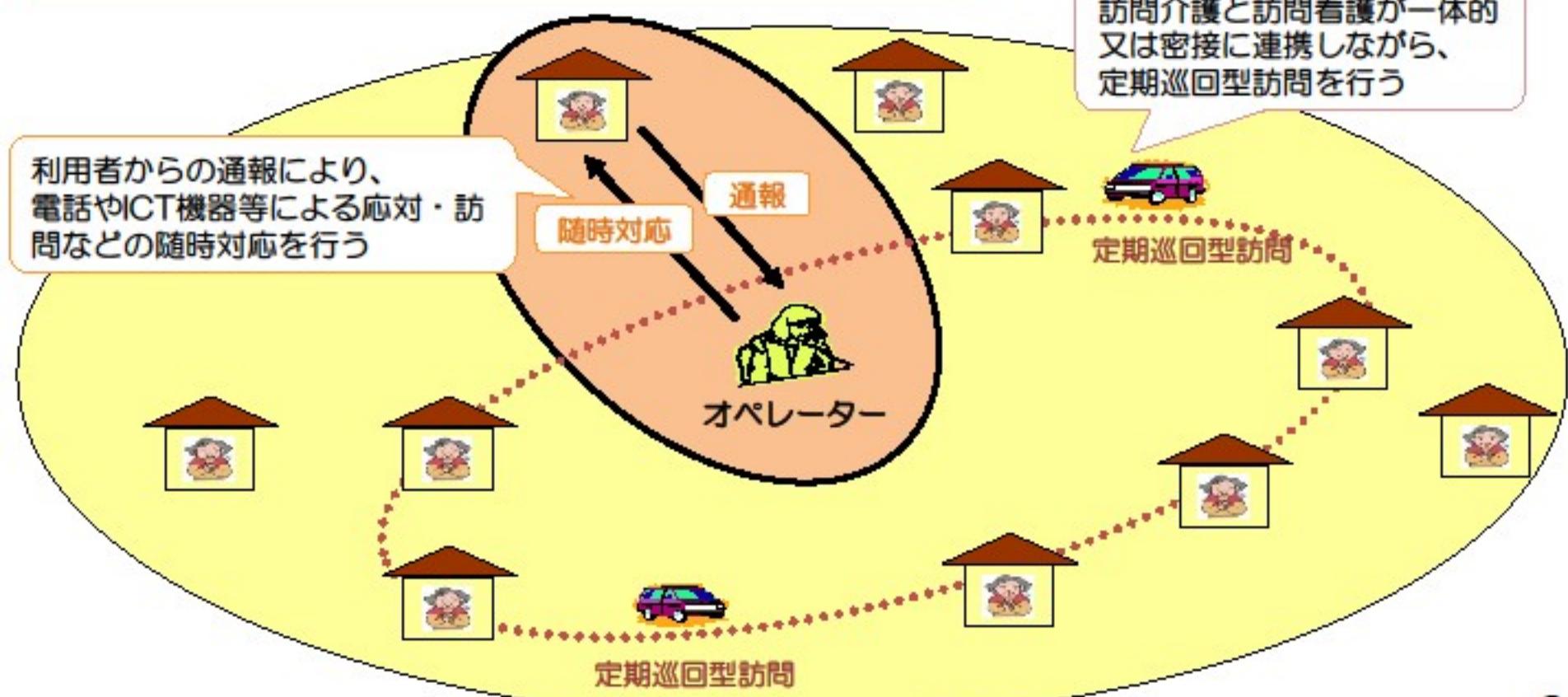
①定期巡回・隨時対応型 訪問介護看護

改正介護保険法(2011年6月)

I 制度概要について

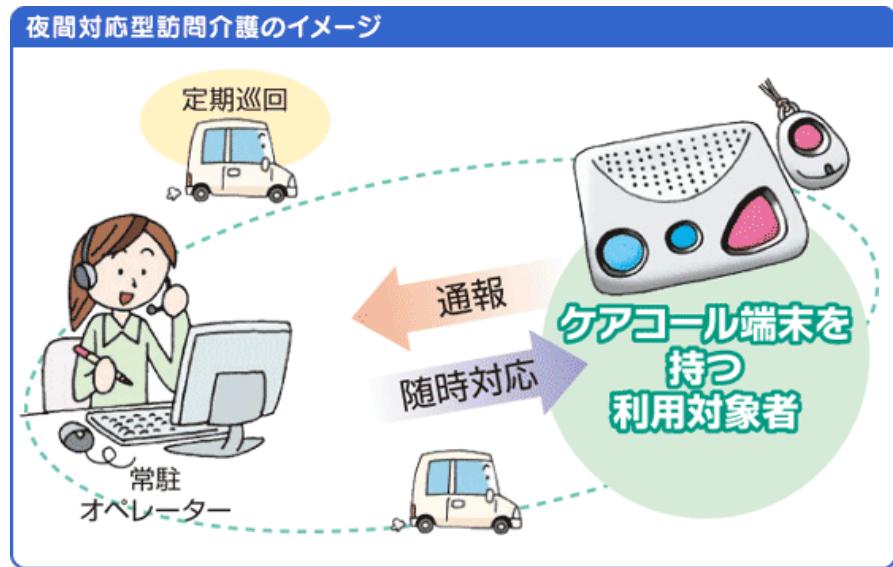
- 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（平成24年4月）。

- 地域密着型サービスの一類型として創設
- 対象者は要介護者のみ（介護予防サービスは規定していない）
- 身体介護サービスを中心とした一日複数回サービス
(看護や生活援助サービスについても一体的に提供)



24時間対応型訪問介護サービス例

- 隨時訪問の代表例(複数回答)
 - ①ベッドや車椅子からのずり落ち(46%)
 - ②オムツ交換・トイレ介助(46%)
 - ③トイレやお風呂で転倒(26.9%)
 - ④体調が悪い(11.5%)
 - ⑤何となく不安(7.7%)



- 平成21年度世田谷区24時間随時訪問サービス当評価研究事業報告書

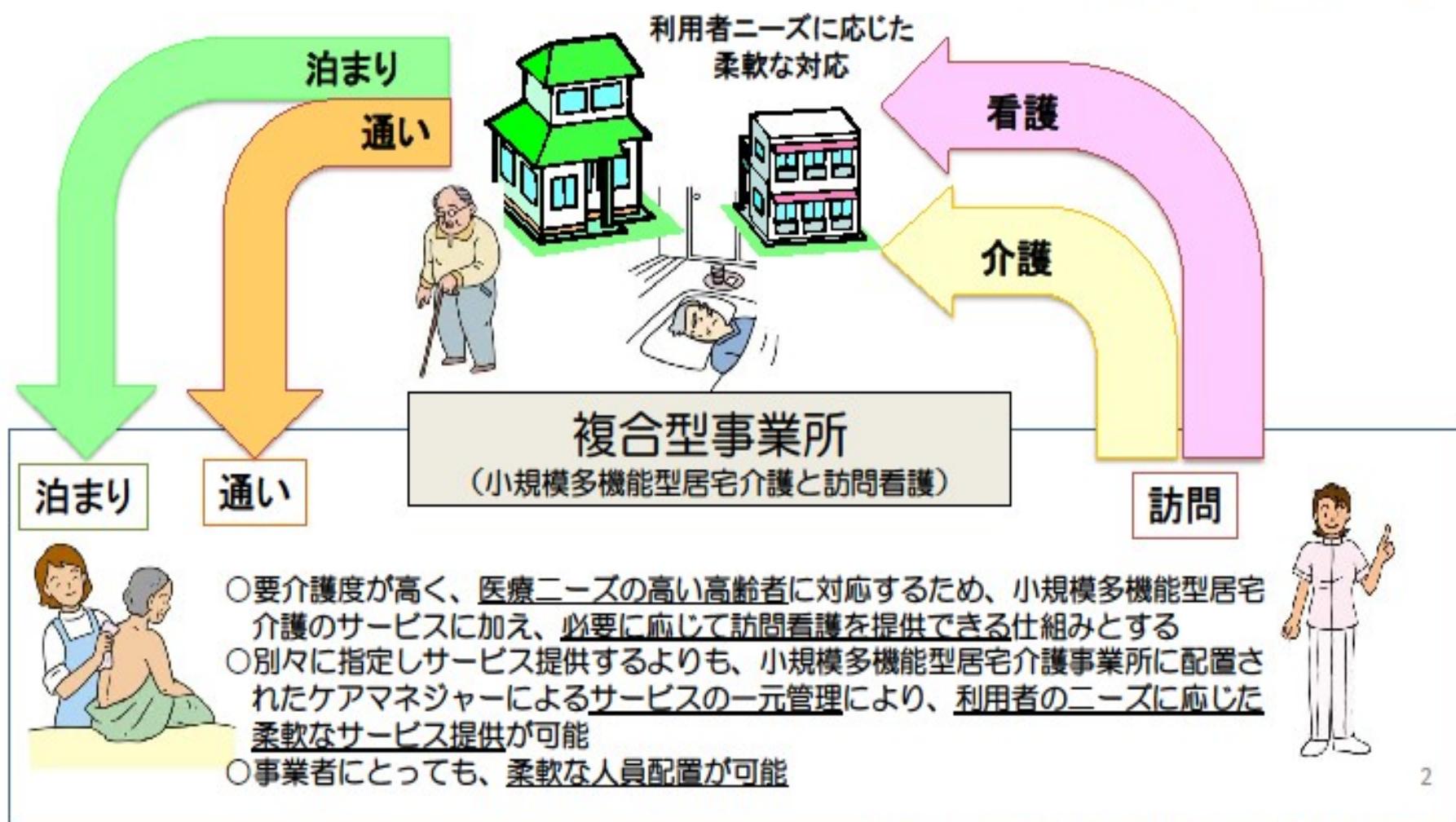
②複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と
訪問看護との組み合わせサービス
介護給付費分科会(2011年5月)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要（イメージ図）

- 今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。

※ 地域密着型サービスとして位置づけ



③サービス付高齢者向け住宅

改正高齢者住まい法(2011年10月)

サービス付き高齢者住宅と介護保険の連携イメージ

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者住宅」(高齢者住まい法:国土交通省・厚生労働省共管)に、24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」(介護保険法:厚生労働省)などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。

24時間対応の訪問介護・看護

「定期巡回・随時対応サービス」

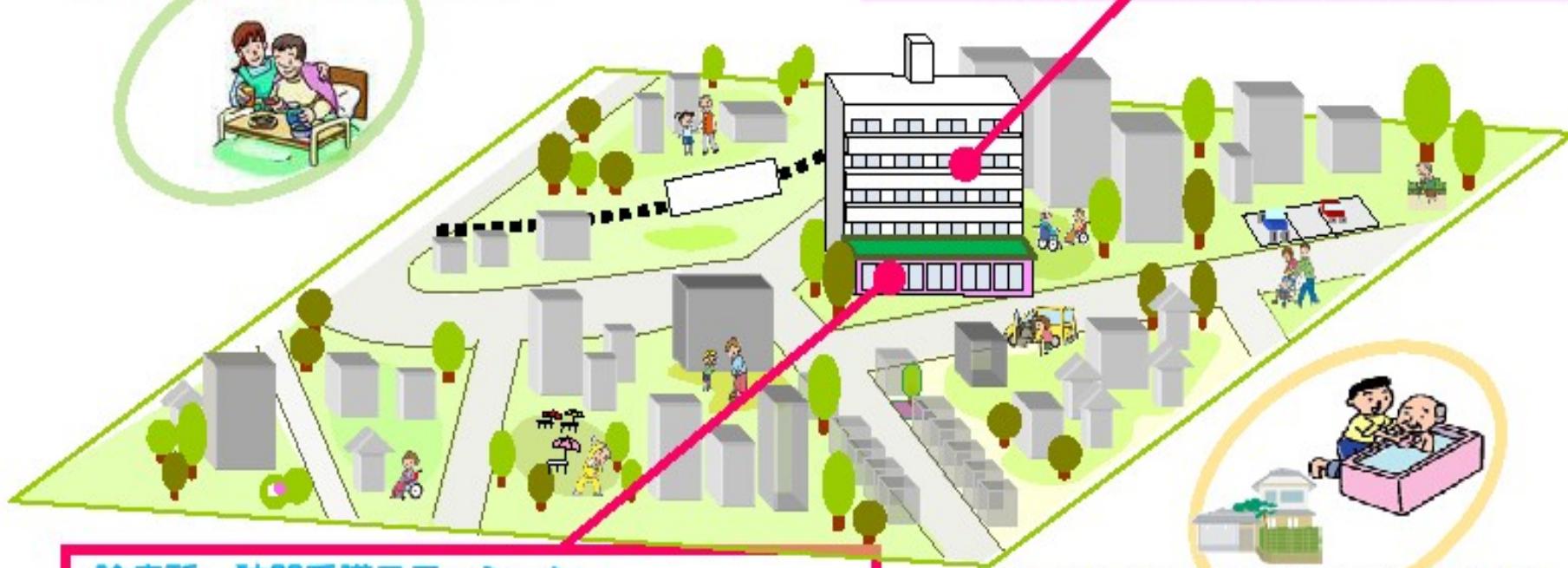
→介護保険法改正により創設



サービス付き高齢者住宅

(国土交通省・厚生労働省共管)

→高齢者住まい法改正により創設



診療所、訪問看護ステーション、
ヘルパーステーション、
デイサービスセンター、

定期巡回・随時対応サービス（新設）

住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

21世紀長屋モデル

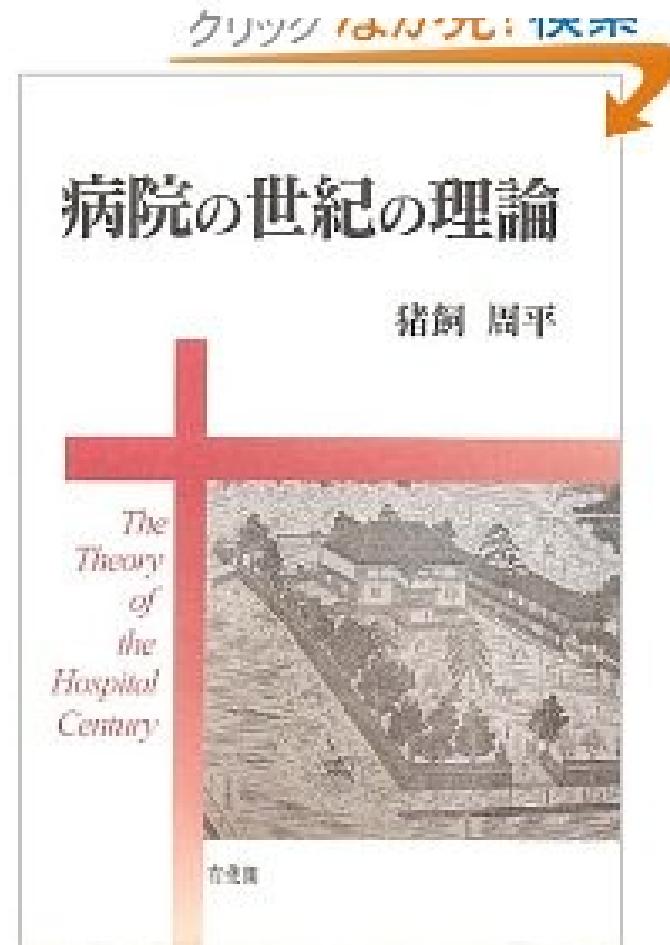
- 高齢者の新しい暮らしのデザインは、『**長屋モデル**』
- 最新式のIT設備や医療・介護の緊急通報サービスや見守り、生活支援サービスと、旧来の古き良き長屋生活をマッチさせた新しいデザインが必要



- 江戸時代の長屋

病院中心の時代から 地域包括ケアへ

- ・ 猪飼(2010)「病院の世紀の理論」では、「病院の世紀の終焉の時代」が提唱されている。
- ・ これは、20世紀の病院というシステムの興隆が極めて20世紀的な出来事であり、20世紀を「病院の世紀」と呼ぶことができる
- ・ 21世紀に入った今日、病院中心の時代から「地域包括ケア」の時代へ移ろうとしている



医療が変わるto2020

- 武藤正樹著
- 医学通信社 5月発売
- A5判 320頁、2400円
- DPC/PDPS, 地域連携, P4P, 臨床指標, RBRVS, スキルミクス, etc
- 好評発売中



まとめと提言

- ・2012年は診療報酬・介護報酬同時改訂は2025年団塊世代後期高齢者へ向けての一里塚
- ・診療報酬改定と医療計画が、医療提供体制の指向性を決める
- ・2012年は新生在宅医療・介護元年元年、これからは医療・介護連携、生活支援、高齢者向け住宅への視点が医療経営に必要となる

ご清聴ありがとうございました



国際医療福祉大学クリニック<http://www.iuhw.ac.jp/clinic/>
で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索



クリック

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで
gt2m-mtu@asahi-net.or.jp